

平成27年3月17日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
6番	棚橋	敏明	7番	広瀬武雄
8番	松野	藤四郎	9番	広瀬捨男
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（1名）

10番 古川貴敏

○欠員（2名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところを傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただき、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

議席番号4番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは「希望ある27年に向けて」とさせていただきます、これまでの瑞穂市がどうであったのか、これからの瑞穂市がどうあるべきかを質問させていただきます。

確認は、平成18年度策定瑞穂市第1次総合計画の検証とさせていただきます。地方分権に伴い、地方行政においては自己決定・自己責任に基づく自立したまちづくりが求められていますとあり、責任のとれないまちとなつてはいけません。

しかし、一方で、これを支える財政は、国・地方を通じて今後も引き続き厳しい状況が続くと予測されております。本市においても、人口増加に伴う歳入の増加は見込まれるものの、地方交付税や国庫支出金等の依存財源は先行き不透明で、厳しい状況にあることには変わりありません。

こうした中、行財政運営において住民意向への対応とともに、健全性や活性化のほか、民間や地域の力を活用した効率的な事務事業を推進するなど、新しい時代にふさわしい行財政改革を進めていくことが必要です。これは、総合計画の行財政の自立と効率化の文書ですが、一部私の意見も入れましたが、現在、地域分権、地方分権、権限移譲等に伴い地方行政は自立したまちづくりが求められ、つくり上げていかなければならなかったのが、総合計画策定後の10年どうであったかを検証させていただきます。

しかし、全てがいかげなものかと疑問に持つようなことではないが、これまでの最高位に位

置する総合計画がどうであったのかを検証しなければ、多くの自治体で策定されてきた総合計画が自治体経営上機能する計画であったかどうかは大いに疑問のあるところである。

基本構想義務づけ廃止直後に行った自治体に対するアンケート調査においても、今後も総合計画を継続してつくるかどうかの問いに41%の自治体が未定と答えている。今後もつくり続けると答えた自治体は58%であり、瑞穂市は約6割の中にある。なぜ4割は未定としたのか。総合計画の課題と展望とした著書の文書では、法による義務づけに従って形式的に策定してきた自治体が数多く存在することを露呈した。しかも、既に総合計画の策定を放棄する自治体も出現している。

次の計画づくりに入る際にも、前計画の総括も行わないといったことは当たり前のことのように考えていた。当然、進行管理もおろそかになる。策定時には市民参加も十分行われずに、充て職の審議会に役人の作文である原案、職員が書けばまだしも、コンサルタントに丸投げさえあった。これを提出する今日に至っても、総合計画の取り扱いの実態が当時と変わらない自治体が数多く存在するとも指摘している。指摘されるような総合計画が今後作成されるようなこととなっていないと考えたいが、まずは第1次総合計画の検証である。

そこで、本日の質問は3点、下水道事業について、福祉部の体制について、総合計画についてです。

以下は、質問席より質問をさせていただきます。

それでは、下水道について質問をいたします。

瑞穂市第1次総合計画では、上下水道の整備について述べられている。下水道についてその部分を抜粋すると、公共用水域の水質保全と快適な住環境を確保するためには、下水道の整備が不可欠ですが、集合処理による環境整備には多額の費用と年月を必要とします。このため、市全体の財政状況等を勘案しながら市の生活排水対策のあり方を明確化し、これに基づく効率的かつ適正な汚水処理を進めます。

さらに、後期基本計画では、集合処理及び浄化槽による汚水処理人口は毎年少しずつ増加していますが、県平均平成22年度末では87.7%と比べると、本市はかなり低いのが現状です。このため、下水道基本構想に基づき市街化区域や市街化調整区域内の集落地域等集合処理を行うことが効率的である地域については、市民の理解と協力を得ながら公共下水道事業の早期着手が必要不可欠です。

さらに、基本方針では、公共用水域の水質保全と快適な住環境を確保するために、長期的な財政状況等を考慮しながら整備手法を明確化し、市民の理解・協力を得ながら効率的かつ適正な生活排水処理を進めていきますとありますが、緊迫した財政状況は、27年予算概要では各課の配分額を経常経費と説明し、各課の要望で骨太になってしまった。骨太の骨格予算とは何なのか。下水道事業を進めるには下水道事業対策基金を積み立てていくべきなのに、取り崩して

しまうことでは将来の負担となり、基金に積み立てられないことは、市の財政状況では下水道事業が財政負担との不安になる要因ではないのか。

そこで質問ですが、平成23年12月より地元への計画説明がなされ、汚水処理施設の普及がおこなわれている状況の中、平成24年3月の計画書説明にも周辺住民の同意が得られること、総合計画でも市民の理解・協力を得ながらとあるが、なぜこんなにおこなわれることになったのか。地元自治会への意見ではかなり厳しい意見であり、白紙撤回とありますが、どのように理解をしていただくための説明であったのか、白紙撤回の意見をどう考えていくのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） おはようございます。

今の庄田議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目のなぜおこなわれているのか。それから2点目、地元自治会、どのように進めてきたのか。それから、地元からの白紙撤回をどう受けとめているかということで、まとめてお答えさせていただきます。

下水処理場候補地の地元の自治会に対しましては、計画の説明を申し上げたいという趣旨のもと、区長さん、自治会長さんにまずもって御相談させていただいたところですが、残念ながら御説明申し上げる前に地元の意向を無視して市が勝手に決めたということで、その候補地としたことについて白紙撤回するのであれば、説明会の開催を承諾する旨の内容の意見をいただきました。

私どもとしましても、その協議に応じる用意はございましたが、その後、さらに白紙撤回とする地元の意図は、処理場選定の候補地からも当地区を外した上で選定をやり直すことが条件であるとのことでしたので、私どもとしましても、そのような条件のもとでは地元説明会に臨むことはできないと判断したところでございます。

その後、牛牧小学校の増築計画に伴う道路改良計画協議と時期的に重なったこともありまして、下水処理場候補地の問題と牛牧小学校の増築計画と混同されることを危惧いたしまして、その混乱を招くことのないように、下水処理場の問題につきましては、地元自治会への交渉は控えてまいりました。

牛牧小学校増築に係る道路改良計画の地元協議による結論が出たことから、平成26年の4月からは市主催のもと地元自治会員並びに地権者の方を対象とした説明会を開催し、御出席いただけなかった方につきましては戸別に訪問をさせていただき、御説明をさせていただきながら、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

そのような経緯の中で、候補地選定以降、今日まで地元自治会の皆様、それから地権者の皆様に御理解いただけるよう努めてまいったところでございます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 地元地権者等に説明をしていただく、これは総合計画の中でもしっかりと理解をいただく説明をお願いしたい。しかし、今後はさらにどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今後どのように進めていくかという御質問でございますが、これは引き続き地権者、地元の自治会の皆様方には御理解いただけるよう努めてまいりたいということは申すまでもありません。事務的には現在進めております都市計画の決定手続や下水道法の計画策定、それから下水道事業認可の手続を行うための作業を進めてまいりたいと考えております。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 都市計画決定ということですが、またその中には治水対策も含まれていると考えますが、治水対策である河川改修もどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 候補地とした周辺の治水事業の状況を少し御説明させていただきますと、長良川河口堰が整備されたことによりまして、長良川河床のマウンド、しゅんせつが進みまして、墨俣地点では、平成11年9月の出水時にはしゅんせつ前に比べまして1.1メートルの水位低下効果があったということで、長良川自身の流下能力は大幅に改善されているとともに、国が行っています犀川遊水地事業では犀川遊水地に230万トンの遊水地が整備され、また出水時には長良川へ排水するための犀川第三排水機場や犀川統合排水機場のポンプ施設も整備され、瑞穂市の内水排除能力は大幅に向上し、犀川流域の治水安全度は格段に上がっていると思っております。

犀川遊水地事業につきましては、残る牛牧閘門の下流側に当たる五六川の河川改修につきましては、下水処理場候補地が隣接することから、この改修計画の初期の段階からお互いの計画について調整を行ってまいりました。今年度は現地の測量、ボーリング調査が行われ、詳細設計を行っていただいている段階で、今年度中にはその設計図面ができ上がるものと考えております。特に事業区域内の境界線の調整や一級河川の起証田川の改修、それから牛牧排水機場の改築、またこれらさまざまな河川改修関連事業の動きが活発になってきたことは紛れもない事実でございます。

牛牧排水機場の改築にあわせてポンプ能力の増強の検討もしておりまして、汚水処理のみな

らず治水事業の進捗によって、犀川流域の治水安全度がさらに高まるものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 治水対策では、本年度中に設計図面ができる、着々と進んでいること、また安全・安心なまちづくりが整っていくというふうに感じられました。

しかし、この設計図面ができる、着々と進むということについては、やはり下水道事業もしっかりと進めなければならない。先ほども言いましたが、下水道事業対策基金は、このためにはしっかりと今積み立てなければならないというふうに考えます。将来への負担を考えるならば積み立てていくべきというふうにこの下水道事業対策基金は考えられますが、その部分についてはいかがなのでしょう。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 下水道事業対策基金について少し申し上げますと、合併時に4億円の基金がございました。その4億円につきましては、21年度まではそのまま4億円余りでございました。21年度に上下水道事業審議会の中で、汚水処理について、公共下水道と合併浄化槽を併用した効率的な整備という方針が答申をされまして、瑞穂市としても、効率的なところにつきましては公共下水道で整備するという中で、平成22年度は2億、23年度は5億、24年度は3億、25年度は3億5,000万、26年度は2億5,000万というような基金の増資をしまして、今年度末は20億に届くというような状況でございます。

基金につきましては御指摘のとおり、将来の財政負担を軽減するために積み立てる必要があるというふうに考えております。今年度、平成27年度当初予算につきましては、継続事業、それから計画的な事業が進むということで、当初の基金の積み立てについては予算計上しておりませんが、議員御指摘の点も踏まえまして、財政当局とも十分協議の上、議会の皆様方の御理解をいただけますよう対処してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 合併時には4億、22年度からは2億、5億、3億、3.5億、2.5億、20億近い基金がためられてきた、積み立てられてきた。しかし、今年度それができない状況であるのであれば、どのような計画を持っていたのか。これは、本来積み立てていくべき、本当にきちっとしていかなければいけないというふうに考えますが、平成22年度末には基金への方針が決まったことから、この27年度も基金に積み立てていくべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 我々の新しい処理区の瑞穂処理区も、今年度から下水道事業の

特別会計に予算計上させております。そういった意味で、下水道を進める中で、引き続き基金の積み立てができますよう財政当局と協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 27年度も積み立てを引き続きしていくということでよろしいのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 当初の方針のとおり、できるだけ後々の財政負担にならないように、基金のほうを予算の許す範囲内の中で積み立てをしていく予定と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 将来のツケとならないように、しっかりと今、目標金額以上にしていかなければいけないというふうに考えております。

それでは次に、福祉部の体制について質問をいたします。

本年2月19日、全員協議会において、平成27年度からの福祉部・福祉事務所の体制案の説明を受けましたが、この説明が昨年福祉センター改修工事案と同時にこの体制案も提出され、改修工事には、だから福祉の拠点が必要なんだ、平成27年4月より、法改正に伴い対応できるように行うためには必要なんだという説明でなく、4月までにまず工事を間に合わせたいとの箱物優先であり、体制が見えてこないのが昨年の説明でありました。

さらに、おくれた福祉施策であったとの市長の謝罪がありました。これ以上おくれることのないようにとの明確な今後の福祉部の体制をしっかりと伺いしなければならないと思います。今後の福祉部の体制はいかがなのか、伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） おはようございます。

庄田議員から、福祉部の体制についてという御質問でございます。

現在、福祉生活課、健康推進課の2課体制でございますが、この4月から新たに地域福祉高齢課というものを設けまして、3課体制といたしたいと思っております。

この目的は、介護保険を初めといたしまして福祉制度が大きく変化する中で、市役所としての確に対応し、また相談業務など、より専門性を増すために行うものでございます。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） しっかりと体制を整え、当たっていただきたい。

平成27年度から、福祉部・福祉事務所の体制案では、地域に根差した活動を行う人々より緊密な連携をとるため、そして福祉の観点から新しいまちづくり・地域づくりを行っていきます。

また、広報「みずほ」3月号の地域包括ケアシステムの構築について掲載されているが、地域づくりと福祉をどのように行っていくのか、具体的な考えをお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 庄田議員御指摘のとおり、地域福祉高齢課、新しい課では福祉の観点からの地域づくりを目指すものでございます。

まず、福祉の観点にございますのが、市役所、特に福祉部につきましては、市民が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていけるようにという考えでございます。言いかえすれば、地域主体で福祉を考えていくために手助けをするのが地域福祉高齢課の役割と考えておるところでございます。今までの福祉サービスにつきまして、国や地方自治体が制度として整備をしましてまいりました。社会構造の変化、社会保障費の増大など、制度として行き詰まりが見えてまいっております。

そこで、こうした公的制度を補完するものとして、地域の皆さんが担い手の主体となっただく福祉サービスが全国的にクローズアップされてまいっております。具体的には、ボランティアによる見守り活動やサロンや老人クラブが行っている居場所づくり、またさらに今月末に本田団地で始まる買い物支援など、地域住民主体の支援活動でございます。地域福祉高齢課におきましては、こういった地域活動につきまして、社会福祉協議会や民生委員会などの地域で活動されている方々、またボランティア、老人クラブ、NPO法人などに連携しながら企画・立案するとともに、地域づくりとして地域住民主体の活動を支援してまいります。

そして、さきに述べましたように、市民が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていくということを目指してまいるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 地域活動を主体としたまちづくり、これは10年前の総合計画の中でも多く述べられている部分であります。ようやくここに来てその形が法改正とともにでき上がっていくのかというように感じさせていただいていますが、しかし、この2年前ほど、この法改正ができるんだ、27年4月には法改正が起きるんだと2年前より質問させていただいたことがここまでおくれたきた、この現状であることはおくれたというふうを感じさせていただきますが、しかし、それぞれの対策に対応するチームという説明があり、生活困窮者や自立支援制度の整備ですとあるが、しかし生活困窮者の自立支援法では、生活困窮者に対して自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給など措置を講じるとあるが、市は自立相談支援事業につ

いてどのように実施するのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 生活困窮者自立支援制度に伴う自立相談支援事業の対応ということで御質問をいただきました。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前に相談を通じまして就労などの働きかけ、その人のおのにおの合った自立の方法を見つけていくものでございます。事業実施はことし4月となっており、瑞穂市では社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会に委託をいたします。委託はいたしますが、瑞穂市といたしましては、支援調整会議などで連携・協力を当然いたします。

この制度に対する体制でございますが、社会福祉協議会では国が示すモデルケースと同じく、職員の3人体制で自立相談支援や住居確保給付金受け付けなどの必須事業を受託するよう準備をいたしておるところでございます。

職員の職種別の内訳といたしまして、主任相談員1名、自立相談員1名、就労支援員1名で、来庁者だけではなく家庭訪問を行い需要の掘り起こしにも努めてまいるところでございます。

また、就労支援によって相談者にもこの社会の一員の構成員であるということを感じてもらおうとともに、経済的にも自立できるよう相談員が対象者に寄り添いながら支援を続けていくこととしております。また、場所につきましては、今、改修工事が始まらんとしております旧デイサービスセンターの跡地を実施していくものでございます。

また、社会福祉協議会におきましては、新年度にこの自立相談支援を含めたさまざまな相談を受ける場所といたしまして、総合相談センターの開設を目指しております。現在、そのネーミングを募集しており、生活困窮者自立支援制度の啓発とともに、今後は各種相談業務にもより力を入れていこうと体制強化を図っておるところでございます。

瑞穂市といたしましても、この社協との連携強化を今後ともますます発展させようと考えておるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 生活困窮者自立支援法では、この部分についての法律概要では、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給については必須事業であると述べられております。この部分については、自治体直営のほか、福祉協議会や社会福祉法人、NPOへの委託も可能というふうな文章がこの概要の中にも説明がなされております。

今、説明をいただいた社会福祉協議会に委託というふうに言われましたが、この委託に関してもしっかりと協議なされたのか、一度確認をしたいと思います。自治体直営でもよい、しかし社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOへの委託も可能ということではありますが、その部分については、いろんな市町についても自治体直営でやられているところ、NPOでも振られた

ところもありますが、瑞穂市はなぜ社会福祉協議会に委託をしたのか、この部分についての適切な説明、本来自治体直営であるべきではなかったのか、NPOであるべきが本当ではなかったのかという検討があったのかなかったのか、一度確認をさせてください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 直営、もしくは委託というところがございますが、瑞穂市といたしましても、そこは当然協議をいたしました。

県内の各市の状況では、社協への委託というところが多くあるところがございますが、瑞穂市といたしましては、この制度を運営していくに当たり、新たな人員体制を整えるというところがなかなか難しいと。専門職の補充というところがなかなか難しいというところから、もともと地域に出て福祉の相談業務を重ね、地域といろんなつながりのある社協がより適切ではないかと。人員的にもそろって適切なのではないかとこのところ。

また、社協では、県社協からこういった地域への問題について、今こそ社協が出ていかなければという県社協の指導等もございまして、社協自身も大いにこういった部門をやってみたいといった積極的な姿勢もございました。そういったところから、また財政的な面からも鑑みて、社協というところで瑞穂市としては結論を出したところがございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 美濃加茂市では職員の強い意識があり、自治体直営なんだ、自治体でやるんだというようなことも聞かされました。さらに、瑞穂市では社会福祉協議会に丸投げかというようなことも聞かれました。

しかし、先ほどの説明では連携・強化という言葉が聞けましたので、この部分については今後社会福祉協議会と寄り添い、これは地域住民と寄り添うのではなく、この福祉部と社会福祉協議会がしっかりとした寄り添いの体系・連携の強化を望み、よりよい支援制度をお願いしていきたい、そのように考えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さらに、家庭児童相談運営では幼保一元化として連携を行ってきたが、児童虐待やDVなども命にかかわる事業では、児童に関してこのチームと幼児支援課との連携はどのようになっているのか。先ほどと同じであります。行政とまた違った社会福祉協議会と絡んでくる、もしくは福祉部との命にかかわることについて、その部分についても3法となっているので、しっかりとした連携が必要になると思っております。子ども・子育て支援法との関係性もあり、密にしなければならないが、その対策はいかがでしょう。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 家庭児童相談室運営に係る幼児支援課との連携という御質問でございますが、頻繁に情報交換は行っております。巢南庁舎と穂積庁舎、距離は離れておりますが、

同じ視点で毎日の業務を進めておるつもりでございます。

日々、窓口の申請受け付けにつきましても、保育所の入所申し込み、放課後児童クラブの申し込みなど、穂積庁舎の福祉生活課においてこちらでもわからなければ、即時に電話でやりとりをしながらスムーズな受け付け業務を心がけているところでございます。

また、さらに要保護児童対策地域協議会というもので連携をとっております。要保護児童対策地域協議会は、虐待などリスクのある家庭と児童に関する問題につきまして、関係機関代表者、実務者、担当者、このそれぞれ3階層の段階によって組織をしている協議会でございます。

特に、担当者会につきましては毎月1回以上、家庭児童相談室だけではなく、幼児支援課、学校教育課、健康推進課など担当者のほか、岐阜中央子ども相談センターの瑞穂市担当者の指導員、虐待児童とその家庭や養育支援が必要な家庭など、継続的な支援が必要なケースについて情報交換を行っております。

また、児童虐待事案など、議員御指摘の命にかかわるようなケースにつきまして、家庭児童相談室の相談員、各種相談員と保育所や学校、幼稚園など、ふだんの子供や家庭の様子をよく知る機関が即時に連絡を取り合い、対応をしておるところでございます。

子ども・子育て支援法との関係につきましては、瑞穂市子ども・子育て支援事業計画の中で、家庭児童相談室が実施する事業として養育訪問支援事業を盛り込んでおります。これは、先ほどの要保護児童対策地域協議会で上がってくるケースで、特に家庭に訪問して子育てや家事援助を行う支援員を派遣しまして、子育てと生活の安定を図ろうとする事業でございます。平成27年度からの実施を目指しておるところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 児童虐待やDVは命にかかわることですので、即時の対応と言われましたが、本来即時ではなくて、電話を受けた瞬間にその体制が整えられるような幼児支援課、巢南庁舎とここの穂積庁舎内における距離は、やはり即時ではなく瞬時に行うのが、本来、目的として命にかかわるのであればそのような体制が望まれるが、今の体制ではやはりまだまだ改正が必要ではないかというふうに感じております。情報交換など多くかかわればかかわるほど、誰の責任なのか、どのような体制をとっていくのか。人がかかわればまた責任のなすり合いになる可能性があるとしたら、どんなふうにより瞬時的に対応ができるのか、責任者は誰なのか、しっかりと福祉部と幼児支援課、教育のほうへと相談をし、この場合は、命にかかわる場合はというような話し合いもして、責任の所在もきちっとしていただきたいと思っております。

先ほども説明の中にありましたが、今後は地域でできることは地域で進めなければならないと考えるが、以前説明した、また先ほども説明を受けましたが、買い物支援についてはどうなっているのか。さらに、このような事業は今後も企画・計画しなければならないと考えるが、

いかがでしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 買い物支援につきまして、かねてより社会福祉協議会が進めているという御説明をしてみましたが、本田団地で3月31日から始動することが決定されております。

その内容的には、実施主体は本田団地自治会連合会であり、運行範囲はワゴンタイプの車によって運営協力金1回につき100円をいただき、本田団地公民館とパロー穂積西店との間を往復するというものでございます。毎週火曜日・金曜日の午前10時出発で、毎運行日に最高10名までということでございます。1便につき5名までの乗車ということとなっております。また、買い物時間は45分程度の想定ということを知っておりますし、事前登録をしていただいた上でこの運行をしていくというものでございます。

実現には数多くの課題ということが聞いておりますが、地域の皆さんの御理解をいただき、事業が実現化を見るところでございます。高く評価をしておりますし、市としても順調に今後実施されることを期待しております。また、本田団地だけではなく、他の地域でも同様な動きがあると。特に、高齢化の進展の状況がよく似た牛牧団地においても、事業化に向けて話し合いが続けられているということを知っております。

いずれにいたしましても、今後この本田団地の事例をモデルといたしまして、地域資源の活用として他の地域へ広めていけるよう、市としてもニーズを積極的につかみ、協力していきたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 地域への寄り添いサービスが、今後の、またこの27年4月よりの法改正の体制はしっかりとでき上がった、説明を受けたと確認をさせていただきました。今後の福祉部、社会福祉協議会との連携、しっかりと強化をしていただき、よりよいものであった、この工事が適切であったと言えるようなことになっていただきたい、そのように思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の説明をさせていただきます。

総合計画についてであります。現在、総合計画をつくっている中において、今後の安全・安心なまちづくりをどのように考えていくのか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

今回策定します瑞穂市第2次総合計画は、平成28年度から10年間の平成37年までの総合計画になります。そこで、この場をおかりしまして、平成26年度、全ての校区で小学校を会場に自

治会長さんを初め地域を代表する方、学校関係者、市役所の職員とで避難所の開設訓練を実施しました。

その報告書を作成しまして、先般、議員の皆さんとか自治会長さん、各学校、またはホームページで報告をさせていただきましたが、この訓練を通じまして、意見交換会を実施しまして、いろんな多くの意見をいただきました。この避難所開設訓練できちんと確認ができたこととしては、あつてはならないことですが、災害に備え、避難準備情報とか避難勧告、避難指示を出すに当たっての避難所が何とか開設できる状況になったということが確認できました。万一の災害に備え、市民、避難所施設責任者、また市役所の役割ということが確認できたかと思えます。

また、避難所の運営は、その場に居合わせた市民の皆さんで運用をしていくと。そして、平常時の訓練は自治会長さんや各種団体の役員で役割分担などを決め、自主的に訓練できる体制を整えていただくこと。また、自助・共助で、自分たちでやらなければならないことなどが確認できたかと思っております。

ここで本当にいろんな意見が出ましたので、その意見について私どもも回答差し上げたところでございますが、今までやってきたことでいろんな御意見をいただいておりますので、そうした意見をもとに、この28年度からの10年間ということで私どもが考えていることにつきましては、常備消防につきましては、引き続き岐阜市のほうにお願いをしております。1署1分署体制ということで、車両等につきましても、引き続き耐用年数等に応じて順次更新をしております。

非常備消防でございます。

非常備消防と申しますと消防団が中心になろうかと思っておりますが、今現在6分団で瑞穂市全域をとということになっておりますけれども、小学校区ごとの分団設置を目指しております。生津小校区に第7分団を設置しまして、現在の1分団を2分団の管轄地域との見直しを行います。今現在の1分団は、生津、本田、そして井場、花塚ということになっておりますので、それぞれの校区でそれぞれの分団ということで考えております。

既に団員の確保を今進めておっていただきますし、28年度、来年度では新しい車両の購入を考えております。そして、30年度、29年度中に何とか7分団ができるように準備をしていきたいと思っております。また、第2分団の分団庫についても整備を図れるかなあというふうを考えております。

また、消防団のほうでございますが、消防団の装備の基準というのがございます、車両等につきましても、今現在車両は20年使用しておりますので、経過しているものから順番に更新をし、また基準に備えて少しずつ充実を図っていきたく思います。

また、消防団員の確保でございますが、これにつきましては、非常に団員の確保が難しくな

っているのが現状ではございますけれども、団員の負担軽減など消防団活動事業そのものの見直し、そして女性、また大学生などの団員の募集枠の拡大、そして平常時、昼間でございますが、消防力の補完ということで、消防団のOBとか、または市民による市民消防隊などの設立ができないかなあと、そんなことを考えております。

また、防災関係でございますが、耐震貯水槽の整備を考えております。これにつきましては、小・中学校の敷地内に耐震貯水槽を整備していくと。この貯水槽の水は初期消火のみならず、万が一の場合の生活用水のために使っていくということを考えております。

また、防災無線につきましては、デジタル化を進めると同時に一部難聴のエリアがございますので、引き続き増設等を行ってまいります。

また、防災メールの実施を始めておりますので、ぜひともこのPRを進めてまいりたいと思っております。

そして、防災備蓄の充実でございますが、これもまだまだ不足しているという御意見が多数ございますけれども、これらの充実を図ると同時に、備蓄倉庫をもう1基ずつ増設ができないかなというふうに考えております。

地域の防災計画でございますが、これも国とか県が次から次にいろんな改正をしてまいりますし、また私どもも地域に合わせた計画に直すということが必要でございます。引き続き防災計画の見直しを進めてまいります。

ハザードマップの更新等につきましても、国・県の情報が変わってきますので、それにあわせて私どももまた更新をしまして、皆様のほうにお知らせをしたいと思いますと思っております。ハザードマップは、28年度ぐらいに新しいものにまた切りかえをしたいと思っております。

防災訓練等の実施でございますが、これにつきましては各自治会のほうで、約半分の自治会ではみずからの力で実施されております。何とか自治会での防災訓練、そして校区での防災訓練が地域の皆さんの力でできないかなあと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、民間会社との災害応援協定でございますが、先般は瓦組合の方と防災協定を結んだところでございますが、まだまだ今後いろいろな事業者さんとの防災協定を結んでいきたいと考えております。

また、災害時のトイレ等の確保でございます。小・中学校が避難所になるということでございますので、万が一に備えた場合の、本当に災害の場合に生活ができるようにということで、下水道等の施設ができたところから何とかマンホールトイレなどの設備もできないかなと、そんなことを考えております。

また、小学校区ごとの連合会組織をぜひつくっていただいて、地域の皆さんで話し合っていて、今度は地域の防災マップなどが、皆さんの力と、また私どもの力を合わせてできな

いかなど、そんなことを思っております。

以上が防災についてでございますが、安全・安心と申しますと、私ども総務部につきましては、まだ交通安全とか防犯などがございます。交通安全等につきましては、瑞穂市の場合には人ぼがどんどん造成されてきてまして、交差点が次から次に出てくるという状況でございます。本当に優先順位がわからなくて交差点で交通事故を起こすという事案が幾つかあるわけですが、できる限り道路の表示等の整備を進める、また規制表示等どうしても必要なところについては、県の公安委員会のほうに協力を求めるということを進めがてら、また地域の皆さんの御指導・御協力をいただきたいと。また、できる限りの情報をお出ししたいと思っております。

また、防犯カメラにつきましては、やはり今現在の、1次のほうにもありましたけれども、街路灯の整備等が進んでおるわけですが、防犯カメラ等の整備も必要なところにはしていきたいと思っておりますし、また地域のボランティアの力、また校区の皆さんの力で、やはりみんなの目で安全・安心なまちづくりができないのかなあ、そんなことを思っております。

最後に、やはり安全・安心は地域の皆さんで、また校区活動の事業の中でということで、できましたら自治会活動、また校区活動が皆さんの力でできるようにということで、全庁を挙げて支援をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 早瀬部長よりたくさんの説明がありました。

それぞれの消防団員の確保等、また車両20年、耐震貯水槽、いろいろな防災メール、ハザードマップ、災害時のトイレ、地域防災マップなど、いろいろな説明がありましたが、27年度は経常経費ですら140億を超える予算となっておりますが、しかしこの部分について、今説明された部分については経常経費なのか、しっかりとやらなければならないことなのか。部長として今説明があったことは、すぐにでもやらなければいけないのか、さらにこれは進めるべき経常経費、もしくはしっかりと予算をとって進めるべきと考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 基本的に今いろいろ事案を出しましたけれども、一度にはできないことは十分承知をしております。まずもって消防団の7分団制につきましては、それぞれの地域は地域で守っていただくということが非常に大切ということで、来年度、消防車両のほうをお願いするわけございまして、その次には分団庫というふうに考えております。これにつきましては必須ということで、来年度予算にも入っております。

耐震貯水槽等につきましては、順次というふうに考えております。今現在、私どもは防火井戸とか消火栓などもかなり普及をしておりますので、できるならば最終的には全校区でと、

小・中学校にというふうには考えておりますけれども、やはり予算の関係もございますので、予算に合わせてということで考えております。

そのほかもろもろございましたけれども、ハザードマップ等につきましても、もう既に2回更新をしておりますし、できる限り私どもが周知をしていく、また皆さんのお力をおかりするということでやっていけることがたくさんあるかと思っておりますので、今後とも1週間以上の備蓄等も含めて皆さんにPRを進めていきますので、よろしくお願ひします。

[4番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 10年前の総合計画でも、今後の安全・安心なまちづくりということであつたわけております。

今説明がありました、一度ではできない、このことはやはり計画的に行わなければならない。今後のまちづくりのためにも、あれもこれも必要、総合計画が財政負担となるようなことではなく、第1次総合計画の第1章、将来ビジョンの文章は、市民がみずから地域のまちづくりを自主的に考え、みずから行えることは自主的に活動し、不足している部分を行政に提案するというスタンスが必要です。これは10年前の文章であります、今現在どうなっているのか。このためには、これまでのようなあれが欲しい、これが欲しいといった陳情・要望型の市民参加でなく、自分たちの地域はこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行ふべきで、行政はこういうことを支援するべきだという提案型の市民参加を育てていくことが重要ですよというようなのが10年前の文章の第1章にあつた。

しかし、これまで要望してください、陳情してくださいと言つてきたことが27年度の骨太予算となり、計画性があつたのかどうなのかと考える。今後の策定される総合計画が拡大から縮小時代となる計画となり、よりよいものであると期待をいたします。

合併を行った市町村においては、合併前の駆け込み起債や財政調整基金の取り崩しといったモラルハザードが起り、合併自治体が財政危機に陥るケースも多々見受けられるとの指摘がある。財政危機となるような提案は、今後に大きなツケとなることは、子供たちに大きな負担を今後させるのではないかと考える。今回のテーマである「希望ある27年度に向けて」が今後の総合計画策定の大切な年であり、希望ある未来になるべきと考えておりますので、しっかりと提案、行政運営を行つていただきたいというふうに申し上げまして、これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 4番 庄田昭人君の質問を終わります。

引き続き、11番 河村孝弘君の発言を許可します。

河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） おはようございます。

議席番号11番 河村孝弘です。

通告によって、次の質問をさせていただきます。

質問事項、地方創生（まち・ひと・しごと創生）、その中で1番、福祉における民間活用、人材確保・人材育成。2番、スポーツにおける人材育成、地域交流。3番、農業振興、就業における今後の施策。

次の質問で、土曜授業の再開に伴い、瑞穂市における土曜授業再開に当たってのメリット・デメリットは。これについて、質問席より質問させていただきます。

地方創生の質問については、当会派、古川議員が前回一般質問されましたが、その中で、瑞穂市が各部署においてどのような具現策を提案されていかれるのか、お聞きしていきます。

少子・高齢化の進展に対応し、都市部への集中を是正し、地域の住環境整備、就業支援、人材の育成を基本理念とする施策であると思います。その総合戦略は多岐にわたるため、縦割り行政ではなく、施策を具現化するための横のコンセンサスを密にして、また縦横無尽に動くことのできる組織、例えば瑞穂市オリジナル創生プロジェクトチームとかの設立が不可欠だと思いますが、どのようにお考えか、市長にこれはお聞きいたします。

今後、創生プロジェクト推進が、そのチームの設立ということが非常に大事なことだと考えておりますので、よろしくお答えしていただけますか。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 河村議員の、地方創生総合戦略策定は、縦割り行政を補完するために、コンセンサスを得られるような縦横無尽に機能するプロジェクトチームの構築をいかに考えるという御質問になると思いますので、お答えをさせていただきます。

御質問のまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略につきましては、国家的な課題である人口減少社会への対応と活力ある地域社会の実現に向けた取り組みと捉えています。

これを受けて、それぞれの市町村が地域の実情に応じ、施策を講じて環境の整備を行うものであります。その整備というものは、要約すると5つぐらいに分類されるというふうに考えています。

まず初めに、日常生活の基盤となる生活支援サービス、需要と供給の見通しを立てて、市民の負担を考慮しながら民間事業者の理解を得て提供するような整備。2つ目に、結婚や出産は個人の意思であるということを基本に考えながら、結婚・出産・育児の少子化対策として環境を整備すること。3つ目に、仕事と生活の調和、地域の特性を生かした創業支援の促進、事業活動の活性化による就業の機会を創出するような整備。4つ目に、地方公共団体同士が広域連携・協力による効率的な行政運営を図ること。5つ目に、国、地方公共団体、そして民間事業者が連携・協力を図るというふうに考えています。

その中で、地方公共団体と民間事業者が連携・協力を図ることですが、民間企業や金融機関

の内部でもこの地方創生を支援する体制としてのプロジェクトチームの設置の動きがあります。その概要は、環境、観光、医療・介護、農業、食品などの地域産業の強化のため、創業支援や事業支援など、ビジネスマッチングするようなサポート体制となっています。民間企業や金融機関、あるいは大学のノウハウを地域主体の取り組みに生かして支援するものとなっています。

他市町の取り組みでは、まち・ひと・しごと創生本部を設置したり、地方創生総合戦略プロジェクトチームを設けたりしています。中には市民への参加を募集したり、有識者に加わってもらっている市町もございます。

瑞穂市における体制ですが、現在、企画部のほうで所管して進めておりますが、河村議員の御指摘のとおり、コンセンサスを得て、縦割りではなく、縦横無尽に機能する組織としての体制を進めることは十分に認識をしております。このような御提案の中で、瑞穂市の総合戦略としての明確な位置づけを考えていきます。

そして、当市では第2次総合計画を策定中です。この第2次総合計画の組織体制である策定委員会、幹事会、プロジェクトチームとの連携を図りながら柔軟に考えていきます。市民からの意見につきましても、この総合計画策定における市民検討会議やワールドカフェ、パブリックコメントから総合戦略についても御意見をいただき、もちろん市議会議員の皆さん方からも御提案・御意見をいただきながら逐次報告し、策定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 多岐にわたる回答、ありがとうございました。

それができるかできないかは、プロジェクトチーム設立はされるということによろしいんですね、確認は。

○議長（若園五郎君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 瑞穂市に合った組織体制を考えていきますので、よろしく願いをいたします。

[11番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） わかりました。

それでは、今、企画部長が多岐にわたる地方創生の項目、オプションをいろいろ言っただきましたので、この福祉部のことは、先ほど庄田議員の質問とすごくオーバーラップしていきますけど、その中で、今回地方創生案、要綱の中で一番大きな役割を持つてくるのが、先ほど庄田議員もおっしゃいましたけど、福祉においての人材育成、就業支援、例えば地域包括ケ

アシシステムを展開していく上での人材不足、また今後予想される高齢化に伴い、医療費、サービス業務、経費の増加に各政策のパッケージごとのミッションの明確化をどのような対策を考えていかれるのか、事細かな点で福祉のほうにお聞きしていきたいと思います。

現状、サービス業務と現場でのコンシェルジュの必要性。

今、社会福祉協議会に丸投げの様相が非常に見えますが、その辺はどのように移管されて、完全に地域包括の支援をされていかれるのか、その確約ができるのか、本当のいわゆる業務分担当がされていくのか。そのことを含めて、福祉部が社協に対してシンクタンク機能を持たれて、円滑に数年先まできっちりとされていくのか、抜本的な計画をされているのか。

また、前回の一般質問でもお聞きしましたが、官民一体によるコラボレーションの具体案はどこまでされているのか、お聞かせください。これは福祉部でしょうか。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金というところでは、福祉生活課においては、介護人材の育成促進を図る事業、地域包括支援センターと在宅介護支援センターをネットワーク化して情報交換をする事業、またNPO等地域で活動する団体を支援する事業、この3つを想定しておるところでございます。

また、この交付金に係る事業につきまして、福祉生活課におきまして常に念頭にございますのが、先ほど議員がおっしゃったように、地域包括ケアシステムの構築でございます。

この地域包括ケアシステムの構築につきまして、広報の3月号にも掲載をいたしました、いわゆる2025年問題に対応して、身近な地域において住民相互で支え合う地域づくりを目指すものでございます。そして、このために必要なものが人材と情報でございます。これらを賄う一助として、交付金事業の展開を考えておるところでございます。

中身をちょっと触れさせていただきますが、介護人材の育成事業、こちらはかつてのホームヘルパーの2級講習というものがございましたが、これに相当するものでございまして、介護業界の入門講習とも言える介護職員初任者研修、これにつきまして、市が費用負担する形で積極的な開催をしております。これをもちまして、市内の介護人材不足の解消の一助になればというふうに思っております。

また、講習修了者のうちで理由等がありまして就職しない方につきましては、地域での介護予防事業の実施者とかアシスタントとかというふうで、そういった役割を担っていただけないかと考えております。

この講習会の開催が個々の人材、担い手の育成といたしますと、NPOと地域で活動する団体への支援事業はグループとしての人材、担い手の育成ということになります。こういった個々の人材育成が、ひいてはグループとしての担い手確保につながっていけばというふうに考えておるところでございます。

また、地域包括支援センターと在宅介護支援センターをネットワーク化して情報交換をしていく事業を考えておりますが、現在、市内には1カ所しか在宅介護支援センターはございませんが、国が進める各中学校区に1カ所ずつというところからいたしますと、穂積北中学校区と巢南中学校区の2カ所に増設を考えております。地域包括支援センターに加え、これらのネットワークを結び、おのおのがかかわるケースにつきまして、相互に情報交換ができればというものでございます。

さて、前置きが長くなりましたが、河村議員の御質問は3点かと思えます。

まず、予想される高齢化に対しまして、各政策の明確化についてどのような対策を考えているか。次に、福祉部がシンクタンク機能を円滑に稼働すべき数年先までの抜本的な計画がなされているのか。次に、官民一体のコラボレーションの具体案はどこまで進行しているのかの3点と考えておりますが、まず1点目と3点目につきましては、この地方創生の交付金事業を行っていくことによりまして、その端緒を形づくることができるというふうに考えておるところでございます。

1点目につきましては、問題が顕在化する2025年問題の長期にわたって、地域ケアシステム構築に係るさまざまな施設、事業全てを直営として行うことについては、なかなか財政的には難しいところがございます。したがって、こうした施策、事業の展開につきましては、みずから民間や地域の各種団体に主体となっていただく必要がございます。そのために市は何ができるか、何をすべきかに重点を置くことが肝要かと考えております。この点について、介護人材の育成・促進事業がその答えの一つと考えております。

次に、3点目につきましては、地方創生の交付金事業のほか、新年度事業予算の中でNPO法人による介護予防事業の開催や、さきに述べました在宅介護支援センターの増設などを予定しておりまして、具体的な進行の途中であるということでございます。

最後に2点目につきまして、まずこの4月より組織体制を見直すということは、先ほど庄田議員のところでも御紹介をいたしました。福祉部の中に地域福祉高齢課を設けまして、まさに地域包括ケアシステムの担当をする課として、福祉の観点による新しい地域づくりを担ってまいりたいと考えております。

また、先ほど言いました各センター間のネットワーク化につきまして、1年、2年のうちに整備し、さらにその中心に地域福祉高齢課と地域包括支援センターを位置づけすることによって、情報の共有化と事業の円滑化を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、2025年までにあと10年でございます。この地方創生の交付金を生かして施策・事業を起こし、これによって市民への啓発を広めながら、また庁舎内での意識を高めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 福祉部長、ことしで勇退されるわけですね。四十何年間お疲れさまでした。

その次の福祉部長は誰になるかわかりませんが、今、高田福祉部長が事細かく計画されているようなことを言われましたけど、現実味を帯びて、それが継続されることを期待して、次の質問に移ります。

人は生涯学習なくしてはいけません。今議会では、スポーツについてお尋ねいたします。

スポーツを基幹とする振興、地域交流や健康増進、人材育成に大きな影響を与えていくと思います。

当市は、プロのアスリートやオリンピックに出場した選手など、貴重な人材がお見えになります。さらに朝日大学と包括協定を結んでおり、地方大学を核とした地方創生、地域のコミュニティーの場である学校を中核として地域の力を結集し、地域づくりを牽引し、新しい学校モデルの構築を推し進めるとか、その中には朝日大学とのスポーツ連携によるアスリートの育成、小・中学校、市民を含めた地域スポーツコミッションの活動を推進していく。あるいは、プロチーム、社会人チームとの交流によって生まれるスキルアップが指導者育成にもつながっていくのではないのでしょうか。

現状での活動、今後の課題、瑞穂市で今後されていくことについて、これは教育長でよろしいんですか、お答えしていただけませんか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今、御質問いただいた瑞穂市独自のオリジナルとして、地域スポーツ、トップスポーツとの好循環な関係性を構築するというお話でございますけれども、文部科学省の地域スポーツ・トップスポーツの好循環推進プロジェクト事業というのがございまして、スポーツを普及・定着させ、スポーツを人々にとって身近なものにするには、トップアスリートなど優秀な技術や経験を地域スポーツに有効に活用し、スポーツの裾野の拡大、底上げを図ることが重要であるという、こういった事業がございます。

そこで、先ほども紹介していただきましたような朝日大学さんとか民間との連携・協力といったことの現状でございますけれども、まず瑞穂市のスポーツの現状ということをお話しさせていただきます。

スポーツ少年団は24団体、体育協会は、そのスポーツに関係する競技団体は25団体ということでございますが、全国的な傾向として、瑞穂市も同じようにスポーツ少年団の団員数は減少しているという動きがあります。

また、スポーツ活動に限定すると、中学校の部活動においては、穂積中学校は17部、穂積北中学校は10部、巢南中学校は11部と計38部が部活動のスポーツを行っておりますが、社会人コ

一斉を活用しているのは、穂積中学校が5つ、穂積北中学校が8つ、巢南中学校が9つということで、社会人コーチも職を持ってみえる方も見えますので、土日という限定した指導を受けるといような状況でございます。

そこで、瑞穂市のオリジナルとして今展開していることを紹介します。

1つは、市内3中学校の男女バレーボールの子供たちに対して、イビデンバレーボールチームさん、これは全国のトップクラスの9人制バレーボールチームなんですが、ボランティアとしてこの2年ほど各中学校の子供たちに指導を年間2回ほど行っていただいております、中学校の体育連盟の夏季大会等で優勝・準優勝といった成果が今上がってきております。

2つ目に、市内各小学校においては、大学とかスイミングスクール等の力をかりて、水泳教室とか、ソフトボール投げ、短距離走、タグラグビーといった小学校の体育の授業で講師として力をいただいております。また、朝日大学さんが一般社団法人ぎふ瑞穂スポーツガーデンという形で、フェンシングとか相撲、ボウリングなど、6競技についてのジュニアアスリートの育成に取り組んでみえ、瑞穂市の子供たちの恩恵を得る体制も整えられてきております。

こういった中で、できる範囲で、瑞穂市に限定せず、この近隣の企業さんも含めてトップアスリートの方のお力をおかりして、子供たちの体力、スポーツ競技力等を伸ばそうとしているところでございますが、限られた競技でございます。これからさまざまな形でスポーツ人口の増大やスポーツをする習慣の育成、さらに競技力の向上等について、瑞穂市、近隣も含めた地域のスポーツ競技力、トップアスリートの活用というのをこれからも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

教育委員会としては、縦割り行政という中では非常に難しい面もあると思いますが、先ほど企画部長も縦割り行政の枠を超えて創生プロジェクトということでお答え願いましたから、その辺は今後、創生事業としては横のコンセンサスを必ずやっていくというお答えでしたので、教育長のほうもやりやすいと思いますから、その辺は従来どおり、より以上に進化していただきたいと思います。

次に、本市には農業振興地域507ヘクタール、その中で稲作が50%程度、残りが畑、休耕地であります。本市が目指すべき農業の形態は、都市型農業を考えなければなりません。今後、人口減少、高齢化がさらに進行していく中で、これまでの農業施策の活用・効果を生かしつつ地域のコミュニティー機能を維持し、地域の将来ビジョンを策定するとともに、所得、雇用の維持、若者の移住・定住の具現化について、どのような対策を考えていらっしゃいますか。

例えば、生産技術を有する熟練農家の知恵を共有・活用し、農業の生産性向上や付加価値商

品化を実現していく直売、もしくは生産委託農家への転換、俗に言う販路の開拓、直販ですね。今回の地方創生による今後の農業政策、いわゆる農業振興地域を大きく持って、例えばそこで農業人材育成、農業、民間とコラボレーションしていくかということをお尋ねしたいんですけど、都市整備部ですか。弘岡部長、お願いします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 河村議員の御質問にお答えいたします。

現在の農業は、高齢化や後継者不足による生産力の低下、存続等がここ数十年で危機的な状況が一層深刻になること、またそれによる農業衰退を危惧しての農業施策の質問と思います。

当市は、巢南地域の農業振興地域を中心に農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図り、水稻、柿などを中心に農業生産が行われております。また、畑作類については、自家用として作付されている形態が大半ですが、食の地産地消事業の関係から給食用の農産物を生産してみえる農家もあります。

議員も御承知のように、農振地域も準都市計画区域に編入となったことから、農業振興地域整備計画についても少なからず勘案すべき事項もあるものと考えているところですが、瑞穂市は市場が手近にあることから、議員御指摘のように、まち・ひと・しごと創生事業に絡めて、担い手の確保と市場開拓も考えられる面が多分にあると思うところでございます。

提案いただいた内容は、農業経営の基盤を安定させるために、長年の経験による農業者の豊富な知識や英知、そして県及び農協の農業普及員からの栽培技術を共有して生産に生かすこと、また多様な消費者ニーズに応える品目の選定を行い、効率的な経営を担保するための生産農地の集約を図ること、また生産規模拡大による雇用機会の増加につなげる、さらには流通の合理化を進める市場の確保と大規模店舗への出荷を行う仕組みの確立を図るなど、現在の農業を多面的に検討・調整を見据えた機関を視野に入れて考えてはどの内容に対しましては、この取り組みが計画されたとき、行えることといたしましては、まず1つ目としましては、新規就農者を含めて農業の担い手育成と確保を進めること。2つ目としましては、担い手が行う農地の利用集積を支援していくことが重要なポイントと考えています。

いずれにいたしましても、行政だけでは立ち行かない課題で、地権者、そして農業を経営として捉える視点を持った参画者の発掘、募集など、課題はあるとしましても、規模の集約化も含めましていろいろ検討できるものと思いますので、議員よりお話しいただいたことにつきましては、地方創生事業の中における農業振興施策を考えていく上で大変参考になる御意見をいただき、市といたしましても前向きに捉えていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 弘岡部長も3月で勇退でしたね。お2人も質問に答えていただきまして、本当に次期の部長にバトンタッチをしっかりとさせていただけるようにお願いします。

今、弘岡部長のほう、結構ポイントを、民間活用を含めて、商業、企業理念の中で利益を出すためのこともちらっとおっしゃいましたけど、基本的には第1次産業から第6次産業まで一貫性の中で、どう市が寄与して、どう民間活用していくかということだと思えます。それが人材育成、雇用を含んでやる、税収アップにもつながっていくと思います。その辺、考えられていることを次の部長にバトンタッチをお願いいたします。

引き続きまして、最後、土曜授業について。

各地で土曜授業に関する検討が始まっております。文部科学省において3月に立ち上げ、6月28日に中間まとめ、これは昨年ですけど、9月30日に最終まとめが、土曜日の豊かな教育環境の構築に向けてという副題で発表されました。

そこで先日、当市における土曜授業の開始が提案されましたが、職員の皆さんや保護者の方、そして地域の方の意識調査はどこまでされているのか。国が行った土曜授業に対するデータに、調査結果はメリット・デメリットを含めデータは一応確認しましたが、種々多様な意見があります。

また、具体的に、当市において月に何回、もしくは年に何回かの土曜授業を計画されているのか。それはどのぐらいの見込みでやれているのか、お聞かせください。これは教育長です。お願いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市の土曜授業の実施ということでございますが、これまで瑞穂総合クラブや地域の多様な教育活動、土曜学習がこの瑞穂市では充実されてきておりまして、それに加えて、学校が主体となった学力向上を意図とした土曜授業を実施するというので、年間5日間実施するという方向です。

また、これは教育課程内に位置づく授業を行い、確かな学力の定着と向上を図るということと、これまで土曜日に実施しておりました保護者参観とか、小学校の運動会とか、そういったものについて、同様な扱いではなくて、児童・生徒の振りかえ休日は行わないということで、日曜日が休みとなって、月曜日は登校して授業を行うという形でございます。

瑞穂市の土曜授業の最大の特徴は、小・中学校10校が同一日に学力向上に特化した5日間を行い、教科の授業を実施するということです。狙うのは学力向上、メリットも当然子供たちの学力向上となります。

実施に当たっては、各学校で各教科の内容、それに費やす時間数等見直しをしますが、児童・生徒の学力向上に効果的につなげるということと、どの教科に、さらにどの内容を授業時間数をふやしていくのか、指導方法の改善をどのようにするかということにつきましては、こ

れまでの学力の状況調査等で分析をし、それぞれの課題は見えてきておりますので、その部分について教師の指導力向上を図り、土曜授業を実施するという事で、余裕を持ってその内容を検討するということが大きなメリットです。近隣市町では体験活動を仕組んだり、地域人材を活用したりと特別な活動の時間枠でしているということもありますが、教師の準備への多忙感もふえていと聞いております。

瑞穂市の土曜授業は、本業である教科の授業に成果や効果を期待して実施をしますので、自分の準備が授業に反映し、児童・生徒に生きてくるという、新しいことではなく、本来の教科指導で土曜授業を実施することは、教師の意欲面でも取り組みやすいというメリットが上げられます。土曜授業の実施によって、授業で頑張る学校にさらになるわけですが、家庭学習への働きかけとか、基本的な学習習慣づくり等についても指導の充実を期待しているところです。学校があるということで、生活が規則正しくなるといった点も保護者の声として聞かれるのではないかとこのように期待をしております。

この実施に当たって、去年の段階では、この実施については、瑞穂市は土曜学習、スポーツ少年団とか、総合クラブとか、大変充実をしているので、そういった地域で行っていただいている教育活動を阻害したくないということで、実施をちゅうちょしておったわけですが、この1年間を通じて他市町の状況の課題も整理できまして、それを克服するために道筋が見えてきたということで校長会にも相談をし、校長会のほうも授業ということであればぜひやろうということで賛同してくれましたので、そういった方向で来たわけです。

また、こういったことについては、もちろんスポーツ少年団の指導者の方とか、子ども会とか、いろいろな地域の教育活動に従事していただいている団体とも調整を図りまして、また先ほど保護者のということもありましたけれども、保護者のほうからも大変喜んでいというふうに話は聞いております。PTAのほうにも相談はかけまして、子供たちのために授業を充実させるということであれば、ぜひ協力をしたいというような旨の意見をいただいて、今回の実施ということで踏み切ろうとしているということでございます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

この件については賛否両論はあると思いますが、学力向上のため、土曜授業の今後の検討につきましてもさらなる研究をしていただき、できるだけ早い時期に調査をしていただき、土曜授業が瑞穂市でも何かの形でできるような方向に向けて検討していただけること、また学力向上、スポーツ、いろんな面でもあると思いますが、さらなる飛躍、教育、土曜授業を行うことによってプラスアルファになるようなことを祈念しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 11番 河村孝弘君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時57分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○1番（堀 武君） 改めましておはようございます。

堀武。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、12月議会において相談ポストの必要性を示唆したところ、教育長はこのように答弁をされております。設置した場合、利用した子供たちは相談内容を誰かに見られ、どのようになったのかなど、さまざま心配されることが予測されると。よって、設置により解決を導くものではなく、いじめの悩み相談としては、過去の相談件数から見ても学校の学級担任が最も適任で、児童や生徒の近くで声をかけて見守っていくのが必要ではないかと考えているとの答弁でした。

この答弁は、まさに今の子供たちを取り巻く環境を無視した単なる教師擁護のみ、教育長の自己満足にしか思えない答弁であり、まして関係当局も何を教育長に遠慮しているのか。また、教育の独立性を重んじる余りの萎縮か、まさに子供の目線で物事を見ることができない悲しい瑞穂市の教育環境の現状です。このような瑞穂市の教育環境を憂うのは私一人でしょうか。

今回の川崎の中学1年生、上村遼太君の殺害事件は、多くの問題点が浮かび上がってきております。このような事件は、瑞穂市においても無縁なことと言い切れるのでしょうか。

教職員を取り巻く環境、特に教職員の過密なスケジュール、モンスターペアレント、平等という名もとの生徒の教師無視などによる教師の精神不安的による教師の不祥事、このような事実をどう教育長は考えているのか、不思議にしか思われません。

岐阜市は、「いじめ以外も相談どうぞ 電話窓口など名称変更へ」、摂津市では、摂津市の「聞いて！ ほっとライン」を開設しました。いじめについての情報をお教えてください。その相談件数は、教育長はどのようにお考えなのでしょうか。私は、ここに中日春秋、天声人語、「いじめ以外も相談どうぞ 電話窓口など名称変更へ」を述べることにより、考えを問おうと思っております。

最初に中日春秋より、少年の世界は暴力が支配している。過言ではない。大人の男は程度の差はあれ、経験しているはずだけれども、忘れてしまう。多分、記憶にとどめておきたくない経験なのであろうと。忘れたがっている。自分はそんなことはなかったという方もいるが、それは運がよかっただけなのだ。

川崎市の中学1年生の上村遼太君が殺された。上村君がつき合いをやめたがっていたグループの少年3人が逮捕された。事実解明を待たなければならないが、首を刺されたあげく、寒空に衣服を脱がされ放置されたという新聞記事の文字が目、胸に突き刺さる。

現場となった河川敷。被害者とは縁もゆかりもない方も足を運んでいる。大人として救えなかったことが申しわけなく、苦しいのであろうか。

暴力があふれる少年期に、運の悪い子は餌食にされ、孤独な戦いを強いられる。誰にも相談できない。報復も怖い。勇気は自分で解決することと勘違いをする。親や友達も心配させたくない。優しい子ほど黙り込んでしまう。

少年期の野蛮な行為に寛容過ぎたのではないか。やんちゃな時期などというふざけた言葉に免罪符は絶対やれない。

あらゆる暴力から子供を守る。大人の責任である。少年期に誰かによって殺されることもなく生き延びる大人は、暴力や脅迫におびえた日を思い出すべきである。上村君はあの日の自分やあなたであると。

次に、天声人語にはこのように書いてあります。

人気者でいつも笑っていたという。だから氣遣ってあげられなかったのかも、本当に悔しいと同じ学校の女子生徒は語る。

川崎市の中学1年生、上村遼太さんが遺体で見つかった事件は、輪郭や背景が伝わるにつれて痛ましさが募る。少年グループから抜きたいが、抜けられない。顔にあざができるような暴力やおどしに笑顔の裏の恐怖はどれほどであったのか。不登校の中からのSOSは、大人のアンテナは捉えてやれなかったのか。

糸脈という言葉があると。その昔、貴婦人を診察する際、体に触れるのを避けるため、患者の手首に糸を巻き、医者は離れたところから糸に伝わる振動で脈をとったという。これでは異変はわからなかったであろう。

今回、担任の先生はたびたび電話をかけ、家も訪ねた。だが、本人とは一度電話で話せただけで会えなかったという。その経緯を理解しつつ、電話というか細い糸のような接触から、学校としてももう一步踏み込めなかったかということをおもわなければならない。

いじめ問題で取材した小学校の先生が、クラスを海に例えて言ったことをかつての小欄で触れた。教壇から毎日見おろしていると何でもわかるような気になると。しかし、子供の世界というのは深い海のように、何が起きているのかをつかむのは本当に難しい。

ネットの時代、少年少女が漂う海はいよいよ深く見えにくい。学校外はなおさらだ。糸脈ではなく、きめ細かい感度のいい連携の糸を地域、学校、行政には張れないのか。救える命のためであると。

非常に重要なすばらしいことがこの2つにも書かれております。

そして、これは岐阜市ですけれど、「いじめ以外も相談どうぞ 電話窓口など名称変更へ」とあります。

川崎市で中学生が殺害された事件を受け、岐阜市は4月から電話相談の名称を変更するなどして、子供が第三者に悩みを相談しやすいように工夫すると。市子ども・若者総合支援センターで受けているフリーダイヤルのいじめ相談といじめ相談メールを子どもホッとメールに改めると。いじめに限らず全ての悩みを受けとめ、秘密を守ることも子供に伝えると。電話番号やアドレス、誰にも言わないからなどと書かれたカードを約6万人の全小・中・高生に配る。

今年度、子供自身からいじめの相談の電話やメールを寄せられた件数は1人の子供の4件であったという。しかし、この1人の子供の命がこれによって救われたならば、これは非常に重要なことだと私は思っております。そのようなことが一人もないことを願って、行政及び教育はするべきではないかと思っております。

以上、この件につきまして、以下質問席で質問したいと思っております。

さて、これから質問することにあって、少しだけお断りを願っております。

これに関しては、私は決して個人に対する質問ではなく、あくまでもその職務と職責に対する質問なものですから、ぜひ誠意ある回答をお願いしたいと思っております。

相談ポストの設置について。

1. まず初めに、川崎市での中学1年生の殺害事件について。

本当に悲惨な、人間としての尊厳を無視した残虐なことがなぜできたのか、なぜあのようなことができたのか、理解に苦しむ事件でした。逮捕後の18歳、17歳の少年の逮捕直後の供述は自己弁護のみでしたが、最終的にはその関与を認めるといい、少年の言動を聞くとやり切れないと思うのは私だけでしょうか。

事件を犯した18歳の少年は、上村君の友達の多さに嫉妬し、犯行に及んだと言っております。しかし、現場検証で多くの人がささげた花束の多さに罪の深さを認め、謝罪の意を表したと報道されています。

しかし、この少年による上村君に対する暴行による青あざ、上村君への少年に対する友人の謝罪要求時、警察のそのときの対応は適正であったのか。長期欠席に対する担任の対応、母子家庭に対する福祉行政、挨拶がないという周りの無関心、もっと早い段階で連携されていればこのような重大な事件にならずに済んだのではないのでしょうか。関係ある部署にこのような事件をどう考えているのか、答弁願います。

なぜかといいますと、この事件後に安倍総理も余りの悲惨さに発言をされております。そして、この件に関してはいろいろな批判、お母さんに対する批判もあったけれども、やはり報道機関も冷静になって、その対応のまずさと総合的な連携のまずさというのを全ての新聞紙上でうたっております。特に、これは朝日新聞ですけれど、「校外の子、見えぬ学校」という形で、

「被害のおそれ、小・中・高400人実態をつかめず手詰まり、結果にばらつき」という形で、被害のおそれのある小・中・高生の人数は岐阜県2人、三重県1人、愛知県19人。このようにされた子供の人生というのは、いつも私は言っているんですけども、これからの楽しい人生を全て奪われる、この悲惨さをわかっていただければ前向きに検討していただけることが多いと思っています。

これは毎日新聞ですけど、「警察と協定53教委、中1殺害川崎市は未締結」、これは岐阜県も締結しておりますね。瑞穂市だってこういう締結ができることだろうと思います。個人情報とかいろいろな問題はあ、難しい点もあるかもしれませんが、人の命の重さを感じるならばその辺のことを前向きに考えて、自分のエリアだけでなく、やはり行政、教育、そして地域と連携をとり、警察ともそうですけれども、こういうようなことをしていけないと、これからの子供の環境というのは全然変わってきておるんですから、昔みたいに学校内とか近所ではなくして、広範囲の、今言うように17歳、18歳の子供のグループから抜け切れないこと、それはもう学校の教育現場だけで対処できるような問題じゃないんですよ。その辺のことを踏まえて、教育委員会、福祉、総務、その辺のことを踏まえてちょっと御答弁願います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 川崎市で中学校1年の男の子が殺された事件は、当時の状況が明らかになるにつれ、余りに非道であり、冷酷であると怒りを覚えるものでございます。

5つも年上の凶暴な男に容赦なく殴られ、真冬の夜の川に裸で入らされ、凍える体で土下座をさせられ、殴られ、体中何回も切られ、そこにおった一縷の望みを託したであろう兄とも慕う少年からも頬を刃物で切られた。そのときの13歳の子供の恐怖と絶望、胸が裂ける思いでございませう。

この事件というのは、酒鬼薔薇聖斗の事件というのがありましたね。校門に首をさらしたという事件でしたが、その後も秋葉原で加藤智大という方が自動車で歩行者天国の場所を走って、そして逃げ惑う人を切りつけるというようなこともありました。このように、現在の大人も含めて病んでいるということは、議員が心配されるとおりでございます。

今回の川崎の事件は、個人の異常ではなくて、複数のメンバーがそこにおりながらそういった殺人事件を起こすということがさらに異常を感じます。これまでは個人の問題ということもありましたが、今回の場合については、周りにいた者がとめられなかったグループで、同じ行動をともにするグループでありながら殺し合うといいますか、殺すという事実に至るといふ人間関係の異常さ、こういったものも大変大きな問題と感じております。

議員も先ほど紹介されたように、お母さんはどうしていたのでしょうか。学校は学校の守備範囲の中で確かに動いております。家庭訪問して接触をしようとするのも、学校の職員が子供を思う、そういう強い気持ちで家庭訪問し、接触をしようとしてしました。しかし、親さんが、例え

ば目にあざをつけてきたあのときになぜ警察に連絡をしなかったのか。

今回の川崎の事件は、その子供が他校の中学生との交友が進んでおり、また卒業して義務教育を済んだ大人と交わっていたことによって、当該の中学校の職員の知り得ないところでの人間関係が形成されていたということも、今回の問題を大きくしていったものではないかなあと 생각합니다。

そこで、学校の中でできることと、それから学校を超えて地域全体で考えていくべき事案があると。私ども瑞穂市といたしましても、学校の中のいじめの未然防止とか、早期発見とか、対応についての体制は整えてまいりましたが、学校と学校、または卒業した有職少年等との人間関係についてまで、現在のところ力を及ぼすという体制は整え切れておりません。

しかし、これをつなぐのが家族。親さんが子供を育てる最大の義務者でございますので、そこら辺のあたりも含めて、大きくこういった問題の起こらない瑞穂市をつくっていく体制を整えていくことは大変重要だと思います。以上です。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 今回の事件につきまして、改めて言うまでもなく、大変痛ましい事件でございました。私ども福祉行政にかかわる者としても、周りで何かできなかつたのかなあと非常に残念に思っているところでございます。

福祉部といたしましては、事件のほうを受け、早速、一度福祉担当者に対しまして、当市の要保護児童対策地域連絡協議会で上がっている、いわゆる気になる家庭、児童の事案について再確認を指示したところでございます。

また、被害者の家庭が川崎市に引っ越す前の隠岐諸島の西ノ島在住時に生活保護を受給していたという報道を受けまして、児童福祉担当と生活保護担当との間で、現在の当市の状況につきまして情報交換を行いますとともに、生活保護に関する相談があった場合の対応など、ケースワーカー同士で再確認を行ったところでございます。

また、いずれにしましても、こういった事案が起こることにつきまして、当市においても内在し、いつ顕在化するかわからない事案として捉えております。日々の業務にますます細心の注意が必要と。また細心の注意を払わなければならないというふうに改めて考えておるところでございます。以上です。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

今、議員のほうから、今回の事件をどのように思うかという御質問でございましたけれども、まずもって瑞穂市の場合は、いじめ防止対策推進法というのができまして、教育委員会とか福祉生活課が中心に、万が一の場合には瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会のほうでいろんなことを協議しましょうということになっております。そして、さらに大きな事件とか問題が起こる

ようでしたらまた別の部署でということ、総務のほうで瑞穂市いじめ調査委員会というのを立ち上げるということで、いろんなことを連携しがてら確認し合い、またチェックができるような体制を整えている中で、今回の事件でございますけれども、やっぱり子供たちが何らかの信号、SOSを出していたものの、その周囲が受けとめられなかったと。これによって1人の大切な命がなくなってしまったということは、本当に残念なことであると思います。

また、先ほど教育長さんではございませんけれども、これは子供たちだけでなく、大人の世界も含めてでございます、こうした悲惨な事件がたびたび起こっているというような現状でございます。

また、子供たちの環境を考えますと、本当に核家族化が進み、子供が相談できる、そして見守る大人の数が減っており、親子がゆっくりと話し合う時間さえもなくなっているのが現状ではないかと思っております。地域、学校、社会、全てにおいて時間的、金銭的、精神的なゆとりがなくなっているというのが現状ではないかと思っております。

また、子供たちは子供たちでそんな現状を敏感に感じ取って、お父さんやお母さんに迷惑をかけてはいけないということで一生懸命であるのではないかと考えております。

また、子供の居場所でございますけれども、やはりどんどん家庭、地域、学校で狭まっているような気がしますし、一時携帯電話がはやったわけでございますが、今はメールとかSNSで交友関係がいかにも広がったように見えますけれども、実際はいつも携帯電話を見ておるといことで、心の休まらない時間ばかりがあると、そんな状況にあるのではないかなと思っております。

それで、瑞穂市の体制としましては、今、学校の中は体制の委員会がきちんとできておりますし、また学校と地域の皆さんとの未然防止委員会も立ち上がっております。また、私ども内部も、総務課の所管でございますが、市民安全対策監という警察のOBの方が、先ほどのいじめ対策委員会の中の委員にも入っておられまして、学校との情報交換が常にでき上がっているわけでございますけれども、そうした中で、ほとんど席に見えない状況ということで、いろいろな問題があるようでございます。

ただ、学校、そして地域との連携ということになってきましたときに、やはり行政トップが一生懸命やっておるんだよということだけではいけませんので、この取り組みを地域の皆さんにいろいろと提供しがてら、地域ぐるみで対応し、またいろんな情報が上がっていける体制を瑞穂市全体で考えていく必要があるかなと、そんなことを考えている次第でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 教育長は学校内のことしか言われていないんですけれども、この生徒は1月から学校に出てきていない。長期欠席、そのような生徒に対する、当然アフターでないで

すけれども、電話でしか、1回しか会えない、32回しか会えない。そうしておいて、今じゃないけれど、地域的に生徒間だけの問題でないからというような余りにも範囲の狭い物の考え方。だからこそ、これからの子供に関して言えば、教壇の上から見れば全てがわかるようなことを先生が言っていると。天声人語に書かれているように、その辺の意識の問題が非常に問題なんですよ。

じゃあ教育長、今言うように、川崎の問題が、もし瑞穂市の生徒が、三十何回あって1回しか電話に出なかった。同級生にどう聞いてどう対処した。教育長、教育の現場でこれを当てはめるんだったらどう対処するか、一回答えてくださいよ。総務部長もそうですけれども、ああした、やりました、こうしましたとって前回のときのポストの件でも検討すると。その前の問題点のある件に関しても、この瑞穂市いじめ防止基本方針、こんなものは去年、おととしのときにこれは言っているわけ。言うだけは簡単なんですよ。いかに実行してなくするか。何も100人、200人の生徒を助けるんじゃないくて、一人の命の大切さを知らなければだめと言っているんですよ。

教育長、今言った1月から、例えばこれを当てはめたとき、それでもそういう答弁の仕方ですか。教育長と総務部長、両方とも答弁してください、当てはめて。自分のところでこういうことが起きた場合、それでいいのですか。そんな無責任な担任の教師でいいのですか。生徒に聞けばある程度わかるでしょう。わからないような教育現場だったら、これは何なんですか。極端なことを。川崎の問題じゃなくて、これを瑞穂市に当てはめれば、どういう答えが出てくるかわかるでしょう、違いますか。川崎は確かに政令都市かな、144万の人口、神奈川県。それは大きな、だったらあそこならあそこなりのすごい教育環境と、それから教師のプライドと、いろいろもってこれは全部やっているはずですよ。瑞穂市より下手すればそういうような意識は強いかわからん。政令都市だと思いますけど、違えば訂正しますけれども。ならば、くだいような話ですが、この状況というのを、青あざが出てきたね、お母さんは知らないとお母さんは介護士かな。生活保護を受けて5人の子供を育てて、朝早くから夜遅くまで云々して、その大変さを知れば、そのような答弁は出てこないですよ。まことに私から言えば血も涙もない答弁。両方とも当てはめて、教育長と総務部長と答えてください。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市では放置するようなことはありません。顔に、目にあざをつくらせてきたらすぐに問題になります。そして、すぐに福祉部とも連携して、虐待、もしくはそういう暴力行為の疑いということで話題にします。

また、長期欠席ということに関しても、瑞穂市内のルールはかなり徹底をしているとお聞きですが、子供が休めば電話連絡をします。そして、3日連続して休んだら家庭訪問するというルールでございます。川崎の事案がこの瑞穂市にということが、ちょっと私の中でつな

がらないものですから、瑞穂市としては、そういう体制を整えて見逃さないということに関してはできると思っております。

よく身体検査等の折にも、体にあざがあったり、傷がすり傷でも数カ所あるような、顔とか手では見られないような場所に虐待をするという親もいるということも承知して、そういった折にはそういった部位、腹とか背中とかといったところの傷等についても細かく見ていくということを徹底しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 私ども、いじめ問題対策連絡協議会等に総務部の職員の市民安全対策監という方が入っておられますし、私たちもその協議会のほうにいつも参加をしておるわけでございますけれども、今現在、学校のほうは何らかがあれば教育委員会のほうへ連絡が入る状況になっておりますので、何らかがあれば教育委員会、それから福祉、総務ということで連携ができる状況にはなっておると思います。今、教育長さんが言われるとおりですので、何らかその小さな情報さえあれば、こうしたことが防げるのではないかなというふうに考えておりますので、そうした体系でありますので、地域の皆さんがいろんなことを、気づかれたことを、ぜひとも遠慮なしにまた上げていただければと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） それは今言うように、教師がメンタル面で健全なときなら、それが健全でないような形で起きているものだから、瑞穂市だって起きないというようなことは言い切れないんですよ。それは、教師が過密な形でメンタル面で追い詰められたとか、いろいろなこととか、そのような教師が出た場合には大変なことになるから言っているんですよ、ないとは限らないんですから。幾ら万全な体制云々と言ったって、教師は、今瑞穂市は何人ぐらい鬱で休職しているかはわかりませんが、追い詰められた先生が隠すことも小さなことならあり得る。それがだんだん大きくなるように、常にそのような体制があるから安心でなくして、体制ができておっても問題が起きるという発想の転換をしてほしい。以上です。これに関しては質問しません。

次に、私がインターネットで調べた、摂津市がいじめの取り組みとして、教育委員会、行政が一体となって取り組む先進事例を見つけました。ちなみに、摂津市は人口約8万7,000人です。大阪です。摂津市では教育委員会が学校にも相談ポストを設置し、行政も役所、公民館、市民センターなどにも設置をしております。その件数を報告すると、これは市長部局が主にやっているみたいで、トータル的には82件。

しかし、学校のポストにはほとんどできません。このような状況をどう読み取るのか。摂津市が特殊なのか、この点をどう考えるか。特にこれに関しては教育長は余り、後にしますけど、

ポストに関しては余り乗り気でないものですから、行政はどう考えているのか。

僕は言うんですけれども、教育の中立性というのは、いいですか、思想の中立だけです。考え違いしたらあかんですけれども、思想に関しては教育委員会、教育は中立でなきゃならないですけど、行政はその他に関しては指導なり意見なり、大阪でもそうですけど、僕はしてもいいと思っておるんですよ。その辺のこの間違った遠慮を行政がしているんじゃないですか。

確かに今言うように、思想の中立は必要ですよ。間違った教育はしてはだめですけども、あとに関しては、行政は当然教育に関してだって口出しをしたって僕はいいと思っております。口出す能力がなきゃ別ですよ。その辺で、この相談ポスト、前のときにはあれしたんですけども、検討するというような話で総務部長は言っていたんですけども、これは教育委員会を含めてですけども、設置をして、だから前のときにも言ったんですけども、個人情報とか云々とかに関していえば、こんなものは当たり前のことですよ、職員及び教職員に守秘義務があるのは。罰則規定もあるものですし。だから、それを思えば、さきに岐阜市の中でも言っておられるのは、そのようなことを子供たちに心配かけないために絶対大丈夫ですよということを言っているんですよ。当たり前のことでしょう、こんなことは。当たり前のことを言わなきゃならないようなことが現実に行われているから言うんですよ。心配をすとか、子供たちが相談をするのに云々とか、おかしいでしょう。子供たちが安心して相談できるようにするのは行政としても当然でしょう、教育委員会だけでなく。何を遠慮しておるんですか。くどのような話ですけども、思想の中立は当然です。

総括質疑のときに、3年の教育長の任期の話が出てきたんですけども、3年は当たり前でしょう。だめなら議会が云々してやめてもらえばええんですから。それぐらいの権限を持って、教育の中立性を保ちながらやるのが当然だと僕は思っておりますよ。総務部長、この相談に関して今どのような考えで、検討すると言っていたんですけど、どのような考えで教育委員会とも話をしたのか、答弁してください。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 先ほど議員さんのほうから摂津市の紹介がございました。

摂津市のほうでは、市役所とか、図書館とか、公民館等に相談ポストが置いてあって、そちらに意見が投げ込まれておるという状況でございます。内容につきましては、それほど重大なことはないということでございますが、数は非常に多いということを知っております。

私どもも、基本的には学校サイドでは本当に一生懸命やっておられるだろうと思っておりますけれども、やはり地域全体でいろんなことを提供していただくというのが基本だろうと思っております。学校の中にはそうした相談ポストなども幅広く置かれておって、意見を聞くという体制は整っておりますので、これに加えて、市役所の庁舎とか図書館等にも相談ポストなどを設置し

まして、地域の中でいろんな声を行政のほうへつないでいただきたいということで、行政相談ポストのほうの設置を検討してまいりたいと思います。

また、そうしたポスト以外にも、ホームページ等で相談窓口等をきちんとお知らせするという格好で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 相談ポストの内容ですけど、子供だけでなく大人も含めて、やはりDVの問題だとか、いろいろな地域的な交わりの暴力的な問題とか、いろいろな面もこれから多様化してくるものですから、12歳の生徒がもしかするとこういうところでグループに甘い言葉で誘われて、それによって抜けられなくなるような事例も瑞穂市で皆無ということはできないと思うんですよ。それだけ瑞穂市も治安的に安定しているか、全てに関していいと言い切れるものではないと僕は思っております。

さて、これは12月議会のときに、横山教育長の私に対する答弁なんですけれども、学校において、いじめ相談ポストとか、そういったものを学校で判断して設置をしているところもございしますが、各学校の実情に応じて学校ごとで判断をしております。設置をした場合に配慮すべき内容として、相談した内容が誰に見られるのか、そのことがまたどういうふうに分にはね返ってくるかというような心配等、そういったものを子供はします。こういった相談をするということに関して、しかるべき資格とか立場を持った方がしていただければいいんですけれども、なかなかデリケートな中身ですので、それを行政で設置すれば何かが解決するという話ではなく、教育委員会といたしましては、こういったいじめの悩み相談ということも、いじめのそういった相談相手として、一番学級担任、過去2年間の相談件数の中では56%が学級担任に相談をしております。28%が保護者というような方で、実際そういった悩みの解決には、児童・生徒の近くで、身近な場所で見守り、声をかけ、働きかけるような方が必要なのではないかというような考え方もございますので、教育委員会としては安易に行政がというのではなく、事が起きた、重大な事案が起きたようなときには行政の側で、教育委員会とは離れた場所で評価をして、調査をしていただくというようなことは行っていただきたい内容です。日ごろの相談ということに関しては、まだ検討する内容があると思っております。教育委員会としての意見ですと、これをいただいております。

そのようなことを頭に入れながら質問をさせていただきます。それに関して不満があれば言ってください。

12月議会で、行政は相談ポストを設置し、管理すべきではないかの質問に対して、教育長は、相談には過去の相談件数からしても学校の担任が最も適任であり、児童・生徒の近くで見守っていくことが必要で、大切である。そして、行政が相談ポストを管理したら、児童・生徒

のプライバシーは守られないとも答弁をしております。学級担任がいじめ相談に最も適任であり、児童・生徒の近くで見守っていくことが必要である。そして、行政が相談ポストを管理したら、児童・生徒のプライバシーが守られるのかとも聞き取れる答弁と思われる。私は、学級担任がいじめ相談に最も適任であり、対処しているのであれば、このような川崎の事件、あるいは全国においていじめ問題は起きないはずであると考えております。

また、教員にも行政にも、公務員である以上は守秘義務が課せられております。だから、特殊な人間でなくて、公務員なら全てがこの守秘義務を守りさえすればいろいろな相談を受けられる。だから、これに関して現在も穂積庁舎の玄関には意見箱が置いてあるわけで、プライバシーに関して何か問題が起きたということなどは私は聞いておりません。教育長は、児童・生徒のプライバシーが守られるかどうかおそれがあるのとようにとれる答弁。この文面から、それはとりようによるかもわからんですけど、私からしてみればそのようにとれる。

市の特別職である者の答弁は、身内である市職員も含め、仮にも教育長が言うように学級担任が相談相手として適任であるかもしれませんが、毎日子供を見ているわけですから当然と私も思いますけれども、しかし、学級担任がそんなことを知らなくて、自己防衛をしたり、担任だけの判断で処理してしまうようなことがあるからこそ、このような事件が起きたと私は思っております。瑞穂市はすばらしい教職員で、そんな問題が起きないとは信じておりますけれども、さっき言ったように、精神的な面で鬱になったり、いろいろな面で追い込まれたりして起きないとも限らない。行政は私の提案の行政ポストをどのように考えているか、私は教えてほしいと。

そのようなことで、総務部長にもう一度この件に関して確たる決意のほどを聞かせてください。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） やはりいじめの防止や早期の発見には地域の皆さんの見守りというのは非常に大切だと思いますので、声をかけていただくこと、そしてまたいろんなケースがありましたら、ためらわずに学校や行政に伝えていただくということが大切だと思っております。

ですので、市役所、図書館、市民センター、それから公民館等に相談ポスト等を設置し、皆さんの声が届くようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 最後に、私はいじめに関する情報はどのような観点からあってもいいと考えており、瑞穂市民からの通報もあるでしょうし、児童・生徒からの相談ポストもそうであるように、しかし学校、教育委員会だけが管理しているから、もみ消したり、握り潰したりする自己防衛的な処理や判断ミスが起こる可能性もなきにしもあらずとあって、あえてきつい

言葉で言っていることだけは理解をしておいていただきたいと思っております。

最後に、瑞穂市いじめ基本方針案が、その後の取り扱いが全然、全協でも報告されていないんだけど、どのように現在なっているのか、ちょっと答弁願いたいんですけれど。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市のいじめ防止基本方針は、平成27年1月7日に策定ができました。6月と11月にいじめ問題対策連絡協議会にて検討を重ね、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見募集を経た後、策定へと至りました。家庭や地域、市民の皆様への周知を図るために、瑞穂市教育委員会のホームページにも掲載しております。市内の全小・中学校へは直接送付し、全教職員に周知するよう指導いたしました。

あわせて、26年度、各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、多様ないじめ防止の取り組みをしてまいっております。各学校の充実したいじめ防止の取り組みはその一端でございますが、瑞穂市教育委員会のホームページでも紹介しております。

現在はこの1年を通じて、市の基本方針の策定を受けて学校いじめ防止基本方針の見直し、改善を図っているところです。

また、市の教育基本方針には、児童・生徒がみずからいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切であるとうたいました。児童・生徒主体の取り組みの一例として、2月13日に瑞穂市中学校、3中学校が集ってMS Jサミットを開催いたしました。MS Jサミットでは市内の中学校のリーダーが集い、ネットの正しい利用法について議論を重ねました。今年度末には、ネット利用の指針を示す瑞穂市中学校ネットプロミスというものを決定する予定でございます。

また、この場であわせてちょっと紹介をしたいんですが、先ほどのいじめの相談箱ということにかかわってですが、瑞穂市内の学校では、そういった相談箱の設置を進めている学校もあります。設置場所は校内に合計5カ所設置して、相談者の心理を考慮して余り目立たない場所に設置をしておりますとともに、個人情報を守るために施錠をしております。相談箱の側面には相談用紙を備えつけてありますが、相談用紙の最後には誰に相談したいんですかと相談相手を記入する欄があり、学級担任でなく、相談する児童が自分で相談する相手を決められるようにもしております。毎朝、生徒指導と養護教諭が点検をすることにしておりまして、投函をされたような場合には、生徒指導主事が指名された職員につないで相談を受ける職員が早期解決を図り、その結果を共有するというようなシステムもつくっております。

相談箱を設置するとともに、先ほどの総務部長の中でありました一般の投書箱ではなくて、個人の情報ですので鍵をかけていただくこと、毎日それを見る人を決めること、それから誰に相談をしたいかというあたりも明確にしたような相談ポストを設置していただきたいということをつけ加えさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この瑞穂市いじめ防止基本方針の中には、第1章の4というところにいじめ防止等に関する基本的な考え方ということが書いてございまして、まず4番目に、地域や家庭との連携、そして関係機関との連携ということで5番目に書いてございます。

やはり地域ぐるみで取り組むことを推進する必要がありますので、そうした役割を市長部局のほうで担う必要はあろうかと思えます。地域の中で子供たちを温かく見守る視線を子供たちが感じる地域になることで、子供たちは大切にされるという自分に気づきます。その気持ちが友達への思いやりや優しさにもつながるということではないかと思っております。

高齢化・少子化と言われる中、隣近所で支え合い、協力し合い、思いやる気持ちがこれからの地域には必要不可欠でございます。いじめの問題に特化することなく、地域が一丸となって子供たちに伝えていく必要があろうかと考えております。そうしたことがこのいじめ基本方針にも書いてございますので、やはり地域全体でということで、もっともっと皆さん方にPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今、教育長もいいお話をしてくれましたし、総務部長も前向きに対処してただけるといふことなものですから、一応安心。

ただ、私は最後に、子供の目線でぜひ考えてほしい。大人の、上からの目線でなく、子供の目線で全てを考えて対処してほしいというのと、これはあえて言いませんけれども、このいじめ防止基本方針が1月27日に案が取れたというならば、これは議会に、議員に、全協でもいいですけども、なぜこれが出なかったのかということが非常に残念で、それを確認したんですけども、どうも出ていないというような形なものですから、こんな重要なことを議員に、全協のときでもいいですけど、案まで示していながら、12月のときにパブリックコメントは出ないですけど、いろいろして方針を決めて策定したのが1月7日なものですから、その間に全協もあったはずですから、このような方針になったということをやはりお示ししていただければ幸いだと思っておりますし、やはり議会と行政と教育機関が一体となって瑞穂市の子供たちの安心・安全をつくるためには、やはりその辺のことでそつのない話というんですか、討論及び導くことができれば幸いだと思っております、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 1番 堀武君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後は午後1時30分から再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時31分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は3点について、事前通告をさせていただいております。

1点目は公共下水道事業について、2点目は18歳までの医療費の無料化について、そして3点目が電線の地中化についてであります。本日は時間の関係で、2番と3番を入れかえて質問させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、質問席から質問をさせていただきます。

まず第1点目です。

公共下水道について、お聞きをいたします。

この問題については、1番で庄田議員が質問をされております。重複するところが多々ございますので、なるべく重複しないことで、ちょっと細かいこともお聞きをしておきたいと思っております。

昨年の3月議会でも、公共下水道の進捗状況についてはお聞きをしておりますけれども、この問題は堀市長の1期目よりのマニフェストの最大の柱であります。その意味では、2期8年間の総括を市長からお聞きしたいわけでありましてけれども、昨年の3月の答弁では、最終処分場候補地の皆様には、五六川流域の改修とあわせて説明する、こう答弁をされております。地元の最終処分場の候補地の皆さんだけではなくて、全市的にも関心の高い問題でもございます。

2期8年が終わろうとする今、去年の答弁でありますけれども、五六川流域の改修とあわせて説明、こういうことをやられてきたと思うんですけれども、そのことの具体的な住民の皆さん方の意識の変化というものは、そのことによっていささかでもあったのかどうか。それから、現状と今後の具体的な日程及びその課題について、まず答弁を求めたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 西岡議員の御質問にお答えします。

昨年の3月の市長の答弁の中でもございましたように、その後ということですが、3月では、国とか県の計画の基本的方針がおおむねまとまったところまでお答えさせていただきました。

その後、五六川の改修の計画につきましては、五六川の右岸、左岸の両区長、野白と牛牧の地区になるわけなんです、その両区長に国のほうから、このような方針で整備を進めたいということをお話をさせていただいております。その後、五六川改修計画につきましては、今年度、現地の測量それからボーリング調査の後、詳細設計が行われておりまして、現在はその作業が現在進行形の状態でございます。

今後、その具体的な計画図ができ上がりまして、それに基づいて河川改修、それから牛牧の

排水機場の改築計画が地元のほうに示されることと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおりまだ現在進行形でございまして、地元への具体的な計画説明はいましばらく時間がかかるといふふうに思っております。

いずれにしても、下水処理場候補地の地元の声を聞いていますと、治水への心配も大変大きいことから、国へは、できる限り早急に計画説明が地元に行われ、事業着手にたどり着いていただきますよう市としましても強く要望をしておるところでございます。そうすることが、ひいては市が計画しております公共下水道事業の早期着手につながり、また下水処理場への御理解につながっていくものと考えておりますので、これから国、県と連携しまして地元の御理解をいただくように努めてまいりたいと考えております。

今後の予定につきましては、都市計画法上の都市計画決定、それから事業認可、それから下水道法上の計画策定を平成27年度の上半期のうちに取りまとめたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ただいま西岡議員のほうから、公共下水道事業につきまして御質問をいただいております。

午前中の1番目の庄田議員から、このことについて御質問がございました。庄田議員から、事業を進めるに当たって基金をこたしは積まないのかと、本来なら当然積むべきできないか、こういった本当に心強い御質問をいただきました。今回、26年度末の剰余金等々におきまして、出ましたら早速基金に積みさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

そんな中におきまして、西岡議員からの質問でございます。

この公共下水道につきましては、はっきり申し上げまして瑞穂市は揖斐と長良、直轄河川に挟まれたその中に13本の1級河川がございます。西から長護寺川、犀川、そして五六川、中川、そして天王川、糸貫川、高野川、新高野川、起証田川等々、新堀川を初め本当に多くの川がございます。こういった川は全て昔は全部泳げたといいます。魚とりをし、また泳げた川でございます。

それが御案内のように、こういった文化生活をさせていただいているおかげで、我々その川を汚してしまったわけでございます。この川を何とかもとの清流に戻す、これはやはり汚した我々の役目でございます。下水道ができていないところは文化都市とは言えません。これも御案内のとおりでございます。

そんなところから、私は1期目のマニフェストの中で、暮らしを守るとして排水機場整備など治水事業を推進し、水害のないまちづくりをすること、環境を整えるとしまして、公共下水道整備の促進と、きれいな川の流れを再生することを公約とさせていただきました。2期目のマニフェストの中では、災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進として、治水事業を推進し、

水害のないまちづくりと公共下水道の整備促進、きれいな川の流れを再生することを公約とさせていただき、2期8年の市政をお預かりいたしました。

御案内のように、岐阜県ではそれと前後しまして「清流の国づくり」のもと、清流の恵みに感謝し、自然、そして歴史、伝統、文化、わざをふるさとの宝物として生かし、新たな世代へと守り伝えることを目指しておられるところでございます。まさに私が指し示しましたマニフェストと全く同じ理念でございます。

就任以来、2期8年の中で私のマニフェストの大きな柱である治水事業では、犀川統合排水機場、並びに新堀川放水路の整備事業が滞っていた時期もありましたが、それも無事完了し、また市内の別府排水機場、そして花塚排水機場の整備も順次整備が完了しまして、残る牛牧排水機場につきましては公共下水道事業の下水処理場工事に隣接をしていることもあり、国と協力してお互いの事業の調整を行い、一体となって整備が実施できることを目指しているところでございます。

この牛牧排水機場につきましては、先ほど部長のほうから答弁をさせていただきましたように、五六川の改修とあわせてこの排水機場の改修を進めさせていただくということで、今着々と設計もできております。いよいよこの事業にも明るい兆しが見えてきたところでございます。

あわせて瑞穂市におきまして、「清流の国ぎふ」にふさわしいまちづくりを目指しまして、県内42の市町村の中ではこの下水道、おくれはとっておりますが、より効率的な公共下水道事業の整備を図り、未来のまちづくりのため今後も事業を推し進めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましては今後とも御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げながら、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 要するに、去年の3月段階に比べて、地元の最終処分場候補地の皆様方の理解というものが進んでいるというふうにとめてよろしいのでしょうか。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 25年度までは、庄田議員の質問にも少しお答えさせていただきましたが、26年4月以降は市が主催でもって説明会を積極的に開いておる、また地権者へも戸別訪問させていただいておるところでございます。

全てが全て御理解をいただいているところではありません。皆さんのいろんな意見をお聞きしているような状況で、総論としては、地元の自治会としては白紙撤回という状況は変わっておらないわけでございますが、いろんなお話をお聞きする中で、やはり治水についても大変御心配されているというような状況でございますので、そちらにつきましても精いっぱい努力し

て、早急に着手できるようにというふうで、少しでもそれによりまして御賛同いただけるような状況にならないかというふうで思っておるところでございます。

[3 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） いずれにいたしましても、公共下水道事業を前進させていくためには事業者の主体的な計画、そして最終処分場候補地の住民の皆様、さらには接続エリア内に住まわれておる住民の皆様方に対する説明責任、こういうものが三位一体となって事業が前進をしていくものと思います。

それで1つ、先ほど具体的な今後の手続の日程について少し言われましたけれども、都市計画決定、さらには都市計画事業の認可、承認というふうな流れが続く中で、1つお聞きをしておきたいんですけども、この都市計画決定と、あるいは事業認可の法的根拠、それをやることによってそれまでとどこがどう違うのか、それを我々が聞いてわかるように説明していただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 都市計画決定につきましては、都市計画法の第19条になります。

これによりまして処理場の位置の決定、それから幹線管渠の決定というような決定行為になります。これは市の都市計画審議会の議決を経て都市計画を決定、県知事に協議をするというものでございます。

それからもう1つは、都市計画法による事業認可と、これは都市計画法の第59条に基づくもので、この認可によりまして実際に国の補助事業としての事業ができるということになります。

同じく下水道法の第4条による手続につきましては、同じく下水道法としての事業を施行できるというような手続となります。

[3 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 具体的にちょっとお聞きをいたしますけれども、この土地収用等について、こういうことが書かれているのを見ているんですが、都市計画事業の認可、承認をもって、土地収用法による事業の認定の告示とみなされると、このことをちょっと説明してください。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今、西岡議員がおっしゃられたように、59条の都市計画法の事業認可、これが認可されることによって土地収用法と同等の取り扱いができるというような内容のものでございます。

[3 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと時間がありませんので、先へ参りますけれども、公共下水道をつくっても、それに加入をしていただくということがなければ非常に料金も高がついたり、住民負担も多くなるわけですから、今単独浄化槽というのはどれぐらい残っているのか。それから、毎年毎年合併処理浄化槽がどれだけふえているのか、その推移ですね。

平成25年度の決算を見ますと、補助基数、5人槽から50人槽まで合計220基、補助金が合計9,390万1,000円、これは国が2,197万1,000円で県3,129万3,000円が入っていますけれども、瑞穂市の実態ですね。それはどういうふうになっているのか、ちょっとそこで手元に資料があれば教えてください。

○議長（若園五朗君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 単独浄化槽が何基あるかということは、ちょっと今手元に資料がなくて申しわけありません。ちょっと数を言うことができません。

その中で、瑞穂市の場合は、25年度末で汚水処理の普及率という指標であらわしますと53%でございます。そのうちの公共下水道が普及しているのが8.2%、差し引き約45%が合併浄化槽で汚水処理が整備されているというような状況で、先ほど議員言われましたように、市では下水がない区域につきましては合併浄化槽の補助金を出しております。毎年220基から230基というようところで推移しているというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 220基ぐらいが25年の実績ですけれども、それを10年やったら2,200基になっちゃうわけですよ。

そうすると、公共下水道に接続をしていただくということとの関係で見ると、やはり先ほどの地元の皆さんに対する話であるとか、そのほかのエリア内の住民の皆さんに対する説明責任とかいうことを、周辺をしっかりとやりながら地元の皆さんにも信頼を持っていただくというふうにしていかないといけないと思うんですけれども、確かに広報「みずほ」で毎月、下水道について住民に対する啓蒙がなされていることはいいことだと思うんですけれども、実際問題は、下水道への接続義務があったとしても、実際的には罰則規定がないわけですから、年もとってきたと、お金もかかる世の中になったという状況の中では、いざ接続ということになると二の足を踏む。そして片一方では、合併浄化槽がどんどんできてきているんだから、もういいじゃないかという空気も広がってくる、そういうこともあるかもしれませんね。

ですから、市長の2期8年に及ぶ期間の中で、あと残りわずかですけれども、今後とも全力を挙げて執行部のほうの事業を見守っていきたいというふうに思います。

次に、地中に電線を埋めるということなんですけれども、どうしてそれをやろうかなあというふうに思ったかといいますと、実は中日新聞の2月11日の文化欄に東京大学の松原隆一郎教

授が寄稿しているんですね。それが目にとまって、一気に読んだんです。そうすると、本当に心からの訴えだということを感じましたので、皆さん、これを読まれた方もおありかと思いませんけれども、抜粋をしながら改めて御紹介させていただきたいと思います。

松原教授の実家は、兵庫県の神戸市です。それで、震災が起こった翌々日の朝に東京から折り畳み式の自転車を担いで神戸に向かったんですね。向かったけれども、報道をされない歩中に入ったような道がどうなっていたかという、電信柱が左右から倒れてクモの巣のようになっていたと。自転車ではその電信柱が通れないですよ。夜になって歩いても、足に電線が絡みついちやって前へ進めないという状況だったらしいですね。自分の妹さんは、救出されたときにはもう息がなかった、亡くなられたわけですね。そういうふうな状況の中で、火事がなくて幸いだったと。これでもし火事があったら、消防車も全然動きがとれない。そういう中で被害がもっと大変な状況になっていたのではないかと、こういうことを言われております。

それで、阪神大震災時には、被災地の9割近い電柱が倒れている。1万1,000本中約9,000本で、震災時には電柱はまず倒れて道を塞ぐと考えねばならない。電力復旧にはおおよそ6日を要した。その一方、電線類地中化エリアでは、地下の電線には支障がなかったというんですね。地中の電線が震災には強いということが実際の経験によって判明をしたと、こういうふうに言われております。

昨年、無電柱化民間プロジェクトというところで被災者200人にインターネットで調査をしたそうですけれども、被災者の76%が震災の際に倒れた電柱によって何らかの被害に遭遇をしている、こういう結果が出てきたそうです。とにかく電柱がいかに震災に際してもろく、また被災地の復興の妨げになるかについて、そのことは被災者とそうでない者との間では相当意識の差があるということ言われております。

最後に、南海トラフもしくは首都直下で巨大震災が想定される状況の中で、最後に言ってみえるんですね。全てとは言わない、各地域で住宅地に通じる主要緊急道路を洗い出し、重点的に無電柱化を推進していただきたいと、こういうことを言われておるわけであります。

本当にこれを読んだときに、地中化することによって景観をよくするとかいうふうなこともあるわけですが、やっぱり防災の観点から考えていかなきゃいかん時期になっている。東北大震災も経た中で、今日我々がいるわけですから、そういうことを考えたときに、そこでお聞きをしておきたいんですけれども、国、それから県、あるいは県下の各市町の中で、電線を地中化する、こういう施策について取り組んでおられるようなところがあるのかどうか、お金も恐らく莫大なお金がかかると思います。ですから、先ほど言った緊急の通らなきゃいけないような道路とか、本当にせっちん詰めになるようなところ、電信柱が倒れたら逃げ場を失ってしまう、そういうところもあろうかと思うんですね。

ですから、そういうところでの優先順位というようなものも研究をして、よそがどうだでは

なくて、瑞穂市も具体的に取り組んでいく、こういうことが必要ではないかというふうに思っておりますので、執行部から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） それでは、先ほどの議員から御質問がありました、防災上の観点から電線類地中化についてどのように考えているかということについてお答えします。

議員御指摘のとおり、電線類の地中化は防災の観点から重要であると認識しております。しかし、実際に事業を行いますには多くの課題がございます。

それで、先ほど議員のほうから御質問いただいた順番に少し説明をさせていただきますと、まず防災の観点から、国とか県の取り組み状況はどうかということにつきましては、まず国のほう、岐阜国道事務所のほうに聞きましたら、今道路を改築する場合は、道路区域内に電柱は中電やNTTに立てさせないように、どこか民地のほうへ、道路外で立てるよということ徹底しているようです。

次に県の状況でございますが、県のほうは岐阜土木事務所に聞きましたら、特に震災時に、緊急輸送道路ですとか防災上重要な道路につきましては、国と同様に道路区域内には立てないよということを指導しています。特に、先ほど議員がおっしゃったように、震災で電柱が倒れますと電線も一緒に倒れてきますので、特に道路が交差する架空線ですね。上空線は特に張らないよということをお願いをしているようです。

あと電線類の地中化につきましては、本来、電線類の地中化といいますのは、目的が安全で快適な通行空間の確保ですとか良好な景観、住環境、いわゆる景観のほうの目的でこれまでずっとつくられてきたんですけれども、やはり最近東日本大震災からこっちは、電線類の地中化というのは特に注目され始めております。

それとあと、電線類の地中化につきまして市のほうとしましては、実際、電線類の地中化をしますと、どういう道路で整備するかとか場所にもよるんですけど、大体1メートル40万円から50万円ほど、かなり高額な予算が必要となりますので、瑞穂市としましても防災上、電柱を道路から外へ出す、区域外にするとか地中化するというのは大変重要なことであるとは認識しているんですけど、そういったことでこれから実際その事業をやるということにつきましては、もう少し慎重に検討していきたいというふうに考えております。

そこで、こういった無電柱化ですとか電線類の地中化といいますのは、県内に岐阜県無電柱化推進協議会という、構成員は今県内23市町村が加入しているんですけど、そこに加入しまして、ひとまずそこで勉強して、どういう場所ですどのようにやっていくかというのを具体的に検討していきたいなあというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、無電柱化の推進協議会が岐阜県内的には組織をされており、こういう話だったんですけど、その活動内容について、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それから、23市町が加入しているというんですが、瑞穂市はずっと今まで参加をしてなかった。情報は、じゃあこういうところとどういふふうにとってきたのか、その点についてちょっとだけお聞きをしておきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 渡辺調整監。

○調整監（渡辺勇人君） まず岐阜県無電柱化推進協議会の目的は、良好な景観の形成を図るために調査・研究を行う組織ですが、先ほど少し説明させていただきましたように、あと防災の観点ですね。そういったことも研究をしているというふう聞いております。

それで、この協議会への加盟でございますが、少し調べてみましたら合併する前の巣南町は入っておりました。穂積町のほうは入っていなかったということで、それで今までずっと合併後入っていない状態が続きました。

来年度ですね、入るきっかけというのはちょっと別なところ、街路事業の推進ですとか、そういった協議会には入っておりますので、そういったところからこういう協議会もありますよという情報を他の市町村からいただきましたので、それで来年早速入るということにしました。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 入って研究を深めていただきたいというふうには思います。

それで、大事なことは、先ほど松原先生が言われていたように、主要な緊急道路、優先順位の高い、身の危険が及ぶようなところを拾い出して、とにかく目に物を見せる、具体的に。しゃべっておるだけじゃなくて、具体的に施策として試行実施してでも、そのところでその住民、そしてその周りの住民がそれを見ていくことが大事だと。そこで、電線の地中化というものが防災上、あるいは景観上いかに大事なものであるかということ、その見本がないとだめだと思うんですね。

だから、莫大な予算をかける前にそういう特別のところを洗い出して、そういう事業化をするということでやっていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。答弁は結構ですから。

3点目は、医療費の18歳までの補助の引き上げについてであります。

これは19年の3月議会におきまして、松野幸信市長が議案第13号ということで、平成19年10月1日より福祉医療費助成の対象に小・中学生の通院に係る療養の給付費等も加えるものであ

りますと、こういうことで提案をされたんですね。

実は私ども改革は、この当時、堀孝正現市長が市議員のときだったんですね。それで改革のメンバーでした。そのメンバーで基本政策というのを出したんです。いつ出したかという、平成18年の9月1日付で基本政策を出しております。その中で、乳幼児医療費の無料化を中学校卒業まで拡大する、こういうことを出しました。そうしたら、その政治的なインパクトがありまして、先ほど申し上げた19年の3月議会で、松野市長が10月1日から福祉医療費助成の対象に小・中学生の通院に係る療養の給付費も加えるものでありますという提案になったんですね。

それで、この19年の4月の市長選挙において堀孝正現市長が当選をされた。そのことによって、4月1日にさかのぼって実施をするというふうになった経緯があるわけでありまして。そもそもこの医療費の助成につきましては、子育て支援、こういうこともあるのはもちろんでございます。

しかしながら、まず一番基本になるのは、私は命、健康である。日本国憲法第25条第1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」、このように規定をして国家が国民に対する生存権を保障しているわけでありまして。

私は、医療費の助成制度というものは、憲法第25条が国家のみならず地方自治体にも要請をしているものだという認識を持っておるわけでありまして。

そこでお尋ねいたしますけれども、今非正規の労働者は4割にもふえております。格差も広がっております。200万未満のワーキングプアも1,000万人以上いる、こういう状況であります。したがって、そういう環境の中で子供たちの命と健康をとにもかくにもまず守る。アメリカのように4,000万人も保険に入れない、医者に通うこともできない、こういうふうな自助努力だけの社会では私はだめだと思います。

そういう意味からも、今のこういう社会状況の中でこの医療費の無料化の引き上げに、最初やられた堀市長、ここで18歳にまで引き上げることについて、果たしてそれをやるとどんだけのお金がかかって、どんだけの人たちが対象になるのか、そういうことを報告していただきながら、具体的な実現性があるかないか、こういうことをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの西岡議員の質問の中で、18歳まで医療費を無料化にすれば対象者及び費用はどの程度になるかの質問に、私の把握している範囲でお答えさせていただきます。

18歳までの無料化にする場合に、次の3つのパターンの推計でお答えさせていただきます。

1つ目でございますが、入院及び通院を無料化した場合、このケースは大垣市ほか5町村で現在行っております。5町村については、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町、東白川村でございます。

1つ目は、福祉医療の受給者、中学生の医療費から推計したものでございますが、合計で5,300万円ほどを見込んでおります。その見込みの計算でございますが、現在13歳から15歳までの平均扶助額を算出しまして3万95円と割り出しました。それに人数も1,672人、平成27年の高校生見込み数でございます。これを掛け合わせますと5,031万8,000円ほどでございます。また、国保特会への繰出金として必要な事業費290万円ほどを見込みまして、先ほど申しました合わせて5,300万円ほどということが高いほうの予測でございます。

もう1つ、国保加入者ということで、国保の加入している高校生の医療費から推計したものが4,300万円でございます。この計算につきましては、先ほど同様、13歳から15歳の平均扶助額2万141円に1,672人を掛けまして、また福祉医療費の波及増で減額されておりますので、その係数を掛けさせていただきますと3,900万、4,000万ほどということですね。そして、国保特会への繰出金の290万を足しまして、おおむね4,300万という積算でございます。

2つ目のパターンのケースは、入院のみを無料にする場合でございます。現在、美濃市で実施されております。

この場合、先ほど同様、福祉医療からの計算の推計では430万円。計算の式につきましては、平均扶助額が1,995円掛ける1,672人ということで同様の計算で330万円ほど、そして国保特会への繰出金として必要な事業費で100万円ほどということで合わせて430万円。

2つ目の計算ですが、国保加入ということで高校生の医療費からの推計で930万円でございます。これにつきましても同様の計算で、4,180円に1,672人を掛けまして波及増分の係数を掛け合わせまして830万円ほど、また国保特会への繰出金で約100万と推測しております。合わせて930万円ということで、2つ目のパターンにつきましては430万から930万円と考えております。

3つ目のパターンでございますが、入院及び通院の自己負担分を地域振興券で助成する場合がございます。

これにつきましては、山県市とか郡上市で実施されております。現在、山県市では高校生の入院・通院の自己負担分を額面1,000円の地域振興券で助成しております。例えば、医療機関の窓口で2,200円の自己負担をもし求められたなら、一旦全額を医療機関に支払っていただきまして、後から市役所窓口で申請することにより2,000円の地域振興券を交付するというようなことで、200円分は自己負担というようなことでございます。山県市では、事業費で年間約600万円とお聞きしております。

以上の推計で、当市に置きかえますと約1,200万円ほどプラス地域振興券の発行事務経費と

というようなことの合計と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員の中学校卒業までの医療費無料化を18歳まで拡大してはどうかとの質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

私は今日本の大きな課題は何かといったら、もう御案内のとおりでございます。高齢化・少子化なんですね、はっきり申し上げまして。子供が少ない。やはりお年寄りと同じ数子供がおれば何にも問題ないわけでございます。

少子化、これは昭和50年代からわかっておるところでございますから、やはり私は過去何年も前から義務教育費の無料化と医療費の無料化、これをやるべきだという持論者でございます、はっきり申し上げまして。そういう中で、私8年前に就任させていただきました、医療費、就学前から中学卒業まで、こうさせていただいたところでございます。

そんな中におきまして、今18歳まで拡大してはどうかという御質問でございます。子供の医療費の無料化の問題につきましては、さまざまな意見があることは承知をいたしております。無料化することによってメリット・デメリットがあるからでございます。

当市では、中学生まで無料化をしてから、高校生になって急に医療費がかかることとなります。それを引き上げれば、子育ての家庭は助かるわけでございます。また今、子育ての段階のところが一番お金が要るわけでございます。ですから、こういった無料化することに大きな経済的な支援になるわけでございます。またお金のことを心配して受診をためらい、また手おくれになって重症化するという心配は防げるわけでございます。いずれにせよ子育て世帯はお金がかかります。それを支援する政策としては効果があるわけでございます。

では、デメリットはどうかといいますと、市の財政負担の増加は当然ですが、医療費の無料化、つまり自己負担の無料化によりまして、いわゆるコンビニ受診がさらに増加することが予測されます。医者での待ち時間の増加や医師への負担もふえると言われております。

こうした要素を加味しながらも、全国市長会では国による医療費無償化を提言いたしておるところでございます。それは少子化社会対策基本法の第16条で、経済的負担の軽減という見出しで、「国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」として定めているところに準拠しているところが大きいと私は考えているところでございます。こうした観点から、私は医療費の無料化を高校生、18歳までに引き上げたい、このように考えているところでございます。

それは、全国的に少子・高齢化が叫ばれる中で、幸い当市は子供の減少を見ることなく、何とか微増の状況を保っております。この医療費無料化を拡大させることによりまして、さらに

子育て世帯の支援を充実させることで、ひいては市民の定住化を促し、やがて訪れる人口減少化にも対応する施策にもつなげていけるという思いがあるからでございます。

昨年5月に日本創生会議が行った人口分析や、同年12月の岐阜県人口問題研究会の資料からも、やがては当市も人口減少に直面するときに来ると予測できるわけですが、そうしたときを想定すると、今から手を打てることに対処する必要があります。その一策が子育て支援の施策をてこに、市民の安心を担保する施策によりまして人口減少化をおくらせ、加えて定住化を促進できると思うところでございます。

また、高校生までの医療費の無料化については、これはまだ仮称でございますが、瑞穂地域商品券を発行して、この商品券によって給付する方式をとりたいと考えております。これはそういった事例もございます。高校生の医療費の試算は、先ほど市民部長が答弁した状況ですが、これを地域商品券として還元、還流させれば、地域経済の振興策にもなるのではないかと考えるところでございます。

今、国が主導で行う地方創生で、プレミアムつき商品券に、これは一過性でございます。引き続きまして、恒久化した無料化によりまして地域商品券が発行できるようになれば、地域経済にも還流されるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしろ検討すべき課題はありますので、施策等に移すことになれば、それなりにデータを集めまして研究していく必要はあると考えておりますので、議員皆さんの御理解を願ひしまして、高校生、18歳までの医療費の無料化を引き上げたいと考えておるということをお答え申し上げて答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今答弁をいただきましたけれども、少子・高齢化が進む中で医療費を18歳まで引き上げていく政策的な意義はあるという立場で答弁がされました。

それで、無料化の仕方の問題についても、地域商品券での還付ということも具体的に提案をされておりますけれども、今答弁されたことを具体的に実現する立場で、執行部一丸となって前進をしていただきたいというふうに思っております。

とにもかくにも一番大事なものは健康と命です。自己責任でやれと言われても、自己責任でやれない人たちがいっぱいいるし、その子供たちもいるわけです。ですから、本当に政治というものは、昔から言われております、弱い者の立場に立って、そこに光を当てるような政治をやれ、そうやって我々議員もそうですけど、市長もそうだと思います。そういうことで政治の世界を歩んできたと思います。ぜひ実現をしていただくことを心からお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（若園五朗君） 3番 西岡一成君の質問を終わります。

続いて、13番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1週間前の3月11日は東日本大震災の発生より満4年目を迎えました。新聞報道では、亡くなられた方1万5,891人、大変に多くの方が犠牲になりました。慎んで哀悼の意をささげます。そして、今なお行方不明の方が2,584人、避難・転居者は22万8,863人に上り、いまだに8万人以上の方がプレハブの仮設住宅に暮らすことを余儀なくされておられます。

インフラ整備も進みつつあります。携わっておられる多くの方には感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、まだまだ以前の暮らしには到底及ばず、岩手県、宮城県、福島県の被災3県の日も早い復旧・復興を皆様と同じく政府に強く望むものでございます。

その思いをお伝えし、今回の私の質問は瑞穂市の福祉施策の中で、以前より気になっていることを現状の確認も含め執行部にそのお考えを伺ってまいります。

1点目は、消費者教育の充実について、2点目、高齢社会への対応について、3点目、送迎ボランティアカーについて、4点目、パーキングパーミット制度について、5点目、障害者への就労支援について、6点目は、今国策と言われております地方創生とは一体どのようなものなのかということ考えたとき、瑞穂市ならではの問題点や課題点の対策については知恵を出し合うことは当然としまして、その逆に瑞穂市ならではのアドバンテージ、いわゆる有利な点をさらに生かしていくべきであると考え、すぐに実現するかどうかはさておき、将来の展望につなげていくことが望ましいのではないかと思います、行政サービスの広域化と、最後にコンパクトシティーという構想について、順次お聞きをしてまいります。

以下は質問席に移り質問させていただきます。

最初の質問でございますが、消費者教育の充実についてを伺います。

近年、ネット社会が進展していることに伴って、消費者のトラブルが相次いでいます。高度な情報化、グローバル化が急速に進み、消費者の生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

昨年6月の消費者白書によりますと、2013年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブル件数が92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析しています。

そのほか、未成年者に関する相談件数が2010年以降、毎年度約2倍のペースで増加している

ことも問題となっています。最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。

消費者庁は、平成24年に消費者教育の総合的、一体的な推進と国民の消費生活の安定、向上に寄与することを目的に消費者教育推進法を制定しました。その法の定義に、消費者市民社会という自分の消費行動を通じて持続可能な社会の形成に貢献するという新しい言葉が出てまいりました。趣旨が3点にわたって記されております。

1つは、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互関係、2点目、みずからの消費生活に関する行動が、将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚、3点目は、公正かつ持続可能な社会への形成に積極的に参画という内容になっております。

そこで1点目の質問ですが、消費者白書の内容と市の現状を伺います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 若井議員の御質問にお答えいたします。

消費者白書は、先ほど言われたとおり2012年、平成24年8月の消費者基本法改正を受けて、2013年度、平成25年度から消費者庁にて作成、報告されているものであり、昨年の消費者被害、トラブルの状況を相談情報や意識調査等を用いて客観的に整理・分析並びに消費者庁及び関係府省庁の取り組み状況を分野別に整理したのになります。

相談内容を見ますと、先ほど議員が言われたとおり、平成24年度に比べ6万件増の92万5,000件となっており、健康食品の送りつけ商法、インターネットの通販、高齢者への電話勧誘が増加傾向となっております。

私どもの市の相談室では、年間約30ぐらいで、P I O－N E T（全国消費者生活情報ネットワークシステム）に流しているものも含めて、よろず相談的な相談もございしますが、今現在は26件ほどございます。その中の内容で申し上げますと、アダルト情報サイトでワンクリック請求、不当請求や不審な通信文書、メール、架空請求のもの、それから送りつけ商法、プロバイダーの契約・解約の順の相談内容となっております。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、市の現状も部長から教えていただきましたけど、そういった課題に対する対策というものはどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） これに係る当市の対応をお示ししますと、2009年度から消費者行政活性化基金事業費補助金を利活用いたします取り組みを実施しており、2010年度には瑞穂

市消費者生活相談室を開設、相談員1名を常勤体制で、先ほど申しましたP I O-N E T（全国消費者生活情報ネットワークシステム）を活用し、トラブル相談のあっせん等を行っております。

また、トラブルが深刻化しないうちに、早目に相談をしていただけるように広報等に、またトラブル情報の提供を含め相談窓口の認識度を向上させるために、広報に毎月掲載させていただいております。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 次に、今のことを受けまして、消費者教育推進法ということは先ほど言ったように制定されたわけでございますけど、この目的と定義に対する市のお考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 消費者教育の推進に関する法律は、平成24年8月22日に公布、12月13日に施行されました。

これは消費者教育に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、その推進に関し必要な事項を定めることにより消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的としており、第1条で消費者教育が事業者と消費者の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止すること、消費者が自主的、合理的に行動できるよう自立を支援するために重要であること、消費者教育の機会を提供されることは消費者の権利であるということが明示されています。

このような背景から、当市においても消費者が必要な情報を得て自主的かつ合理的に行動できるよう、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場において消費者教育を総合的かつ一体的に推進することから、各機関と連携を深め対応していきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、弘岡部長のほうから、最後に聞こうと思いましたが当市の消費者教育推進法についてどのようにお考えかお聞きしようと思いましたが、今御答弁いただいたような内容かというふうに思います。

これは当然、難しい言葉で話ししておりますけど、やはり消費に関して今お子さんから高齢者の方まで大変な被害が、トラブルがあるということは今の数字を見ていただければ皆さんもわかることかと思えます。

この質問の私なりの考えというのは、同法で定められた基本の方針を踏まえた消費者教育の

推進を国及び地方公共団体に義務づけられていることから、市としても幼児期から高齢者までの段階、特性を配慮し、消費生活の多様化に合わせた消費者教育を、学校また地域の方々と連携をとって推進してはどうかというふうに思っていましたら、今部長からそういうふうに連携をとってやられるということでございました。

いずれにしても、社会においてはいろんな弱者の方がおられると思いますけど、消費についてこういう現状があるということもしっかり踏まえて、市のほうもしっかり対応していただきたいと、このように思います。

次の質問に移ります。

高齢社会の対応についてですが、先にちょっとおわびをしたんですけど、私、通告のほうでは「改正介護法」と記載させていただきましたけれども、「改正介護保険法」の間違いでございました。まだまだ自分自身もちょっと勉強不足なところがございますので、端的に質問をさせていただきたいと思いますので、その現状を教えていただければというふうに思います。

予防サービスの創設を柱とした改正介護法が2011年の6月に成立し、予防サービスでは要支援・要介護状態になるのを未然に防ぎ、高齢者の自立した生活の継続を後押しする地域支援事業、軽度の要介護者を対象に重度化を防ぐための新予防給付の2段階が提供されることになっているとのことです。この介護予防サービスが効果を上げれば、高齢者の健康寿命が延び、さらには保険料の上昇を抑制することが期待できます。地方自治体は予防プランの作成などを行い、地域支援事業を実施しなければなりません。

介護予防サービスのよしあしは、そのまま自治体の力量が問われることとなっております。当市の取り組みと現状、そして展望について伺います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 今、若井議員御指摘の地域支援事業につきまして、従来の要支援1、2の方を対象とした介護予防給付のうちの通所介護、訪問介護と各種教室などの介護予防教室を新しい介護予防日常生活支援総合事業として改編し、市町村が事業主体となって行うものがございます。そして、実施時期といたしましては、平成29年4月までには完全実施とされているところでございます。

そこで、瑞穂市の取り組みですが、昨年よりもとす広域連合が中心となりまして、2市1町の介護保険担当課長と担当者、地域包括支援センターが定期的集まり、現状のサービスの洗い出しから調整を行ってまいりました。

それらの結果として、介護保険事業計画というところになるわけですが、新しい介護予防日常生活支援総合事業につきましては、最終期限より1年前の平成28年4月から実施できるよう、目下もとす広域と2市1町で調整を急いでいる最中でございます。

具体的には、地域でのサロン事業、NPOの活動など多様な地域資源を基点とした介護予防

事業を考えつつ、通所介護や訪問介護につきまして、まずは既存の専門事業所と個別に委託契約を結び、サービス体系を整えていかなければならないと考えております。

地域でのさまざまな主体による拠点活動を育成しながら、その間は既存の事業所を活用して事業展開をしていくことになると考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私は折あるごとに、多種多様な病気に対して必要、効果のあるワクチン接種の助成なんかも質問してまいりました。予防の必要性を伺ってきたわけですが、今高田部長おっしゃるように、そのソフトの部分だけでなくというか、これは今お聞きした部分でございますけれども、実際に高齢者の方なんか体が動かすといったハード面での健康維持に対しても真剣に取り組める施設というのが本当に当市は十分でないような気がします。

将来、そのような施設の必要性も本当に強く感じるところでございますが、これは私なりにしっかり勉強して、市民の方の御意見を伺いながら、またの機会に質問をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、この予防法、先ほどお話ししました当市としてのよしあしが問われるということをお聞きしましたけど、やはりもとす広域連合との連携がということでございました。また、実施はもう1年というふうに迫ってきておりますので、しっかり計画していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

この質問も、現状を確認しながら、よりよい方向性に向けばよいなということで思うわけですが、私は今話に出ましたもとす広域連合に行かせていただいております。委員会は療育医療衛生常任委員会に所属しております。その中で、本巢市にある幼児療育センターに通われる方の足がわりをしておられた本巢市のボランティア団体さんが、今期で活動を終わられるという話題から、瑞穂市にはそういった送迎ボランティアというような活動をされておられる団体がありますかというふうに聞きましたところ、瑞穂市にはないような話をしてされました。そのときは、瑞穂市からこの幼児療育センターへの交通手段は全て親御さんの送り迎えなのだなというふうに思いましたが、このことは後の質問の中で、行政バスの広域化というところでも少しお答えをいただければというふうに思いますが、そのことはそのこととして、まずは当市において幼児療育センターへの送迎のみに限らず、高齢者などの方の外出支援としての送迎ボランティアカーなどのサービスがあるかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 御指摘の高齢者への送迎ボランティアカーにつきましては、庄田議員のところでもお答えいたしました。本田団地で3月末から事業が始まろうとしているとこ

ろでございます。

また、こういった要望につきましても、介護保険事業計画とか老人福祉計画策定のアンケートの中で、介護予防等について、どのようなサービスがあったらいいと思いますかというアンケートをさせていただいておるんですが、こういった設問の中でも通院のための交通手段を支援してくれるサービスというところが最も高く、30%を超える率となっております。こういったことから、送迎ボランティアカーの需要ニーズというものはかなりあるというふうに判断をしております。

今後は、どんな方法がよいのかということも含めまして、ボランティアによる送迎がよいのかいま一度考えるとともに、本田団地の取り組みをモデルといたしまして、各地域でも実施できないか広く考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 若井議員の御質問の広域連合の中の療育センターの送迎、実は新年度、27年度より瑞穂市3名、そして本巢市1人でございますが、ちょうど広域連合の用務員もおりまして、こちらのほうで高齢者を使いまして新年度から対応させていただくということで進めようというところでございますので、そのことだけお伝えしておきます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、市長のほうからも御答弁いただきました。

こういう制度があるかどうか、本当に知らなかったものですから、たまたま先ほど自分の質問経緯に至ったことは、もとす広域に行かせていただいてわかったことでございますけれども、もう早速そういう形で新年度の事業として取り組んでいただいておりますということでございます。

これもいろいろ調べますと、千葉県の市原市、うちよりは当然大きなまちでございますけど、やはりボランティアカーが3台ほど配備をされていて、それが本当に市民の方に非常に好評であるというようなことも調べてきましたので、今お話しさせていただいて、高田部長もお話しされましたけど、やはり住民の方のニーズが多いということで現状がわかっておるわけですから、今本田団地のケースがまたいい見本になって進展していくようなことを願って、次の質問に移ります。

パーキングパーミット制度の導入についてを伺います。

パーキングパーミットとは、身体障害者の方の専用の駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度でございます。

平成23年3月、国土交通省は障害者などの方が駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査・研究と題した報告書を取りまとめました。その報告書には、パーキングパーミット制度は身体障害者など用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体共通の利用証を

交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑制することを目的としております。

地方公共団体により利用対象者の範囲、有効期限というのは異なっておるそうですが、利用対象者は駐車時に利用証を車外に見えるように掲示することとされ、施設管理者にとっては、当該駐車スペースが目的外に使用されているか否かを判断することができます。この利用証は、一部の地域では地方公共団体の連携により相互利用も進められているというふうに記載をされていました。

体の不自由な方のための駐車場、いわゆる車椅子の表示マークの駐車場は多くの公共施設には設置されているところですが、最近はこのパーキングパーミット制度による思いやり駐車場に変わってきているとのことでした。

思いやり駐車場とは、現在の身体障害者用の駐車場と違うところは、さまざまな障害や高齢者の方、内部障害のような疾病や妊産婦さん、乳幼児連れのように配慮を必要とする方により利用していただきやすいための駐車区画のことです。

しかし、このスペースを必要としない方々の心ない利用により、必要としている方が必要としているときに利用できない場合があります。そのような状況を少しでも改善し、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保するための制度として、現在は31府県3市で導入されておるそうでございます。

誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを掲げている当市でございます。パーキングパーミット制度の導入について、お考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） パーキングパーミット制度というところで、若井議員からは毎回新しい言葉の取り組みについて御質問をいただいております。

先ほど若井議員からも導入の背景などについてお話はされたんですが、健常者による不正な駐車が目立つたためというところ、モラルの問題も大いにあるかと思うんですが、そのために地方自治体が身障者、高齢者、難病患者、妊婦、けが人など、利用許可証を発行して正規の利用者かどうか判別できるように、ルームミラーにひっかけて利用するというところで、本当に必要な人が身障者用の駐車場を適正に利用されているかというところで、その社会の実現を目指すというところからの取り組みかと考えます。

さて、このパーキングパーミット制度の当市での導入というところでございますが、現在、東海地域においてはこれを導入している自治体というのは、ネット上ではそういった自治体名は見当たりません。東海では、静岡県、三重県という県での取り組みがあるというところでございます。全国的に見ましても、地方自治体での取り組みというところはまだまだ浸透がし切っていないところではございます。

こういったことから、最低限の規模といたしまして県単位での取り組みが適正ではというふ

うに考えておるところでございます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 本当にモラルの問題だというふうには重々思っております。

先ほど、西岡議員もおっしゃったんですけど、やっぱりどこかがやっているとかやっていないとかということは一つの考え方だと思いますけれども、地方創生ということは本当にどういうことかと考えますと、やはり瑞穂市というのはどういうまちになっていくのか、またしたいのかということから考えると、私は常に一般質問で福祉強化のまちということをずうっとお願いさせていただいております。

いいことならば、瑞穂市から発信してやっていくだけの発信力も持っていただきたいというふうに思いますし、もとす広域というくくりもございますので、そこもまた先ほど市長がおっしゃったように、瑞穂市が中心となって政策なんかも訴えていけばいいなというふうに思います。

ついでに、このことを質問するに当たって公共の施設の駐車スペースを見に行きましたけれども、例えばこの本庁舎もそうでございます。妊婦さんのマークが書いてあったりとか、要するに車椅子だけのことではないと思うんですけど、北側は車椅子の部分があって、細かいことのように見えるんですけど、雨降りなんかはどうなんやろうなというふうに思うんです。巢南庁舎へ行きましたら、巢南庁舎の通路より、道路よりも南側の駐車場、要するにサッカーなんかをやっているグラウンドとの間にありますよね。ここからおりられて車椅子なんかでというふうに行かれると、単純にやはり遠いなという思いもしました。さらに、巢南の公民館のほうに行きますと、西側にこの車椅子のスペースがございましたけど、消えちゃってわかりづらいようなことがあります。

ですから、本当にこのまちは優しいのか優しくないのかわからないようなことをすれば、やはりまだまだ優しくないな、こういうところはしっかり利用される方の目線で取り組んでいただきたいなと思います。細かいことを言うつもりはありませんけれども、総合センターもそうだと思うんですわ。車で来た場合どうなのかなということ、まだまだ本当に見ていただく価値があるというふうに思いますので、いま一度利用者の方の声に耳を傾けていただいて、整備の必要性を考えていただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

障害者への就労支援について。

障害を持ったお子さんたちがマザーズホームや養護学校に通える年齢を過ぎてからの支援体制というのは、この市はどのように考えておられるのかお聞きします。

ちょっと勉強不足でしたけど、そもそも本市にはマザーズホームというのはあるのかどうな

のかもあわせて聞きたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 障害を持ったお子さんが18歳以上になったときの支援体制というふうでお答えをいたします。

まず1点、マザーズホームというところのこういった施設というのは、瑞穂市を含めこの近辺にはございません。養護学校というところのことでお答えをさせていただきたいと思います。

養護学校へ通える年齢を過ぎてからの支援体制についてでございますが、特別支援学校に通う生徒さんについていえば、高等部3年次に学校と保護者、本人を踏まえ、市役所の障害担当と卒業後の進路について協議を行っております。

進路は大きく分けて選択肢として5つございまして、1つ目が一般就労、2つ目が就労継続支援のA型、3つ目が就労継続支援のB型、4つ目が就労移行支援、5つ目に生活介護と、一般就労以外は福祉サービスということになります。

この進路支援する際には、本人の希望というものを最大限考慮し、さらに本人の状態を見る中で最適な支援を協議していきます。また、社会に出てからも障害福祉の専門家である相談員が御本人の状態に合わせて計画相談を立て、逐次サービスの見直しを行っております。また、その計画をもとに、今考えられる最適な支援につなげていくということをしております。

とはいうものの、課題といたしまして、今後、日中のそうした活動支援と夜間の住居空間の確保というところが課題というふうに考えておるところでございます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） マザーズホームというのも勉強不足でございましたけど、やっぱり近隣にはないということでした。

これは今の高田部長の答弁とまた重なってしまうかもしれませんが、要するに学校に行っているうちというのは当たり前のように外に出ることができるんですけども、学校を卒業してから、青年期になって家庭にこもってしまうケースというのがたくさんあるそうでございます。障害者への就労を、今答弁いただきましたが、もう一度重ねて、閉じこもってしまうことを防ぐためにどのような支援をしていくか、あればちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） まずは出てきていただける環境というものが、瑞穂市にはまだまだ不十分でございます。これは以前からも言われておることでございますので、そういった出かけていただける場所づくり、こういったところを今後つくっていくということが一番必要ではないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 当然、私たちもこうやって調べ物をし出すと、市というのは本当に数万のまちから数百万という余りにも大きな、人口だけではないんですけども、その市の持つておる度量というか、器というか、いろんなことが出てきます。ですから、一概にこれが全部当市に当たるとは思いませんが、やはり心配というか放置できない問題でございますので質問させていただいておるわけでございますが、逆にきめ細かな政策ができるのではないかなというふうに思わないでもないものですから、今の現状を確認させていただきました。

次に、地方創生というふうにタイトルをつけさせていただきましたけれども、今回、地方創生という形で質問される議員さんは数々ありますけれども、私自身、今国が本当に地方に求めている地方創生ということとはちょっと角度は違うかもしれませんが、以前配付されましたまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの概要の中に、日本の人口の現状と将来の姿を記し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するものとあり、その3の中に、目指すべき将来の方向の中で、地方創生がもたらす日本社会の姿、みずからの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指すというふうにあります。

地方創生が目指すのは、地域に住む人々がみずからの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成すること、中略しますけど、地方みずからが地域資源を掘り起こし、それらを活用する取り組みが必要であると。また、地方分権の確立が基盤になっていくというふうにあります。

今回、先ほど冒頭にお話ししましたように、すぐできることできないことあるかと思えますけれども、私自身がこの瑞穂市の資源というのは一体どういうものなのかというふう考えたときに、資源というふうには当てはまるかどうかわかりませんが、JR穂積駅というのは非常に平時でも利用度が高い、乗降率が県で4番目というふうに前も御答弁いただきましたけど、このJR穂積駅が今以上に効果を上げることを期待しつつ、他の自治体からの交通アクセスがさらによくなると、さらによい結果が出るのではないかなというふうに単純に思って行政サービスの広域化というのを質問したいわけですが、この行政サービスの広域化ということについて、お考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 現在のコミュニティバスの路線は、限られた予算の中で市内でできる限り広域に運行するために、循環型の路線を採用しております。

運行時間はおおよそ40分から50分ほどかかっておりまして、費用は1路線1,220万円を負担しております。さらに、赤字な部分がございますので、赤字の部分は岐阜バスが負担しているという状況でございます。岐阜バスの赤字負担分は、3路線合わせておおむね2,000万円ほどだと聞いております。

また、運行時間につきましては、瑞穂市の場合は穂積駅の利用者が非常に多いということで、穂積駅を中心に運行した場合、一番理想的なのは30分から35分ぐらいが望ましいよということでございます。

ですので、他の市町へ行くということになりますと1時間を超えるのではないかなと思われまますし、逆にまた他の市へ行かれる方という場合がそんなに多いのかなということもちょっと考える次第でございます。

今現在ある路線バスで、他市にまたがる路線について少しお話を申し上げます。

岐阜バスの穂積駅から北方バスターミナルやモレラ岐阜を経由し、大野バスセンターを往復する大野穂積線というのがあります。もう1路線は、巢南庁舎から岐阜市民病院を経由し岐阜駅に行く美江寺穂積線があります。岐阜バスでは、こうした路線についても岐阜市内中心部は何とかおこなっておるんですが、それ以外は赤字ということで、国・県・市町村の補助金なしでは運行できないという状況であります。

また、穂積駅に乗り入れるという点についてでございますが、周辺の市町村の状況をちょっと見てみますと、大野町、本巣市、北方町はJR岐阜までの運行をしておられますし、神戸町、安八町、輪之内町、海津市は大垣駅や岐阜羽島駅に接続をしているという状況であります。

以前に穂積駅の近くで、岐阜県のほうで調査をされました。その調査によりますと、当市の南の地域から穂積駅までを結ぶ路線についてアンケートを行い検討されましたが、経過をお聞きしますと、思ったほどその路線に対する要望がなくて、今ある路線のサービスを強く望むという結果になっています。

つまり、南のほうの地域の方も、通勤される方はほとんどが車で穂積駅の近くでとめられて穂積駅を利用されると。高校生さんたちは、やはり大垣のほうへとか行ってしまわれるんだろうと、そんなことを考えておるわけでございます。よって、アンケート調査の結果では、無理して穂積駅にバスを入れるまではということで、路線を引くというところまでは行っておりません。

また、先ほどのもとす広域連合のほうの幼児療育センターというお話がちょっとありましたけれども、大野穂積線が走っておりますので、少しでも近くを何とかならんのかなと見たところでございますが、少し離れておって、この路線をそちらへ回すのはちょっと難しいかなというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 現状はよくわかりました。

また調査をされての御答弁だということでございます。ただ、これから本当に日本の社会が高齢化に向かっていくことについて、今早瀬部長がおっしゃった車社会がいつまで続くのかな

ということも思います。

冒頭にお話ししましたように、すぐできるかできないかはまた別問題として、やはり公共の交通アクセスというのが本当に大事になってくるのではないかなと思いますので、一度やられることだと思いますけど、調査してこの結果があるから、この現状がいつまで続くかというのはまた別問題というふうに思いますので、また折あるごとに、くどいですが、住民の声をしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。

同じような質問になろうかと思いますが、最後の質問に移らせていただきます。

私ども公明党は、今言った高齢社会に対応した安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す、(仮称)コンパクトシティ形成促進法の制定を提案しております。コンパクトシティというのは、簡単に申しますと交通のかなめがあり、官公庁、大型店、オフィス、住宅などが集積したまちをいいます。

詳しくはこれぐらいにしますけど、このコンパクトシティ構想についてお考えを伺います。

○議長(若園五朗君) 早瀬総務部長。

○総務部長(早瀬俊一君) コンパクトシティにつきましては、今若井議員のほうから御説明があったとおりでございます。このコンパクトシティという政策が唱えられた背景には、郊外化への進展に伴う中心市街地の空洞化があると考えます。

郊外化の進展は、既存の市街地の衰退以外にも多くの問題点を抱えていると考えます。自動車中心の社会は、移動手段のない高齢者など交通弱者にとって非常に不便な状況になります。また、無秩序な郊外開発は、持続可能性、自然保護、環境保護の点からも問題があります。際限のない郊外化、市街地の希薄化は、道路、上水道などの公共投資の効率化を悪化させ、膨大な維持コストが発生される等、財政負担にも大きな影響が出てこようかと考えます。

拡大化したエリアに充実したサービスを提供するにはある程度限界がありますし、予算は有限なものであります。よって、こうしたコンパクトシティ構想が生まれてくるのではないかなということを考えております。他都市では、この中部地方では富山市さんとか豊橋市さんがコンパクトシティの政策を掲げて取り組んでおられるかと思えます。

こうした動きが目立つ一方で、いろいろな課題もあろうかと思いますが、既に拡大した郊外をどう捉えるか、この逆の発想ですね。それから、平成の合併後、行政面積の広い自治体が誕生した中、コンパクトシティ化は旧中心市街地を切り捨てていないか、郊外の発展を抑えれば中心市街地が本当に発展するのかという問題ですね。そしてまた自動車の依存ということで、既にもう自動車のほうで移動するようになってしまったので、そうすることによって公共交通網が逆に利用されるかということで、逆の問題点も出てこようかと思えます。

瑞穂市にこれを当てはめると、瑞穂市の場合は28.19平方キロメートルということでもともとがコンパクトなまちであります。JR穂積駅付近は、既存商店街は少しずつ減少しており

ますし、また駅の利用者の駐車場ということで整備をされ、また高齢者が多いということでも少し空洞化が進んでおるといってもございますし、瑞穂市内では大規模な団地、また道路が狭い、また旧の集落のほうでは高齢化がどんどん進んでおる状況でもございます。また、農地と住宅、住宅と工場が混在している市街地もあり、やはり魅力のある町並みには欠ける点も一部あろうかと思えます。

そういうまちではありますけれども、面積が少なくて穂積駅を中心にしたまちでありますので、いろんな考え方ができるかなと思えます。先ほどのバスもそうでございますけれども、いろいろな御意見がありまして、利用者が少ないところも走るべきではないかとか、将来のまちづくりを考えて、もう少し走らせてもいいんじゃないかという意見もあります。また一方では、それ以上お金をつぎ込んでまでやる必要があるのかということで、先ほどの公共交通の話ではございませんけれど、バス一つ運行するについてもいろいろな御意見があろうかと思えます。

現在の運行の状況から見ますと、他市に比べれば利用者が非常に多いほうでございますし、路線の数もこの3路線というのは他市に比べては決して少ないほうではないと、そんなことも考えたりもします。どちらにしても、先ほどの若井議員のお話じゃないですけども、利用者の状況、いろいろな調査の結果を踏まえて、またこのあたりも考えていかなければならないかと思っております。

今後、より計画的な都市基盤整備、子供に優しい教育環境、より魅力あるまちづくりを目指し、効率的な公共交通の整備、中心市街地の活性化を図り、また瑞穂市が推進している各校区の自治会連合会など顔の見える温かいコミュニティー活動の推進を進めることによって、多くの方がまだまだこれから流入してくるでしょうし、効率のよい持続可能なまちづくりができると考えております。

ぜひともいろいろな御意見をまた集約しがてら、いいまちづくりをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） これは余談というか、私は仕事柄いろんな建物の清掃のほうに回っておるときに、昔から老人施設というのは本当に山の上とか、とんでもないへんぴなところにあつて、非常に寂しい環境にあるなあというふうに思っておりました。

そうすると、近年は逆に老人施設の横に保育園さんとか幼稚園さんとかあつて、本当にお年寄りとお小さいお子さんが戯れる姿なんかを見たときに、そのときのイメージがすごくありまして、このコンパクトシティに当てはまるかどうか、またいろんなことは加味されると思えますけど、やはり先ほどからお話ししておるように、高齢化社会になったときに、交通手段が今は車社会なんですけれども、そういったことがいつまで続くのかなというふうに思いのある中

で、今早瀬部長がおっしゃったこの瑞穂市は28.19平方キロメートルですか、本当にまち自体もコンパクトなんですけど、そのコンパクトが活用されておるかということのはまた別問題かというふうに思いますし、今いろんな方の御意見をいただきながら、また施策に盛り込んでいただくという話もございましたので、くどいんですけど、一貫して市民の人の声を聞いていかなければならないなというふうに思った次第でございます。

私ども公明党がこの地方創生というものをどのように考えておるかといいますと、閣議決定された地方創生関連法案は、瑞穂市は今人口がふえておる状況でございますが、人口減少対策とともに中央省庁がばらばらに進めてきた地域活性化施策を一括し、地方にとって使い勝手のよい仕組みづくりを目指すと。法案成立後、年内にも、これは去年のことでございますが、5年後の総合戦略と50年後の長期ビジョンを国としてまとめる。都道府県、市町村でもそれぞれの総合戦略を策定し活性化に取り組む流れが決まると。地域の将来を左右する意思決定だけに、そこに暮らす人々の声をいかに反映できるかが重要なポイントであるというふうに当然考えております。

ですから、この地方創生、いろんなメニューがあるかと思えますけど、やはりこの瑞穂市に暮らす人の声が一番である。私たちのまちはどういった形で私たちがつくっていくかということが基本となってくるというふうに思います。当然でございますが、今、国策である地方創生、いろんな話題を含んでおりますし、しっかり議論をしていかなければいけないことだというふうに思います。来月には、当市も瑞穂市選出の県会議員が、選挙がございますし、さらには市長選もその後でございます。

この地方創生の問題に対して、十二分に市民の声に耳を傾けてくるリーダーとともに、私自身もしっかりとこの問題に取り組んでまいる決意でございますので、最後にその決意を述べさせていただきます。今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 済みません、先ほど若井議員の御質問に対する答弁の中で、ちょっと言葉足らずのところがあったので追加をさせていただきたいんですが、こういった就労に関する施設の中でどんなところがあるかというところで、出かけていただける場所づくりがまだまだ必要ですよということだけで終わってしまいました。

二、三年前までは、豊住園とかすみれの家といったような生活介護といったところが主でございましたが、その後、民間事業者がいろいろ市内へ出てきていただいております。就労支援のAとかBとか、就労の移行支援とか、そういった介護サービスの中で使っていただける民間事業所が一通りの形で出てきているというところを追加させていただきます。よろしく願います。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私も言葉足らずではございましたので、本当に高田福祉部長と、また弘岡部長には大変お世話になりましたけど、また先ほどの河村議員ではございませんけれども、御尽力いただいた部分を後の人とまた一緒になってこのまちをいいまちにしていきたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君の一般質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時35分、よろしく願います。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時37分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

本日のトリを務めさせていただきますが、ただいまは議長よりそのお許しをいただきましたので、最初にまち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略の策定の考え方、2番目に、27年度予算における小学校教室空調機器整備事業における都市ガスエアコンの対応の考え方、それから3番目には小・中学校の土曜授業の内容について、4番目は防災・減災に伴う消火器の詰めかえとなっておりますが、修正させていただきますして、消火器の取りかえの助成、電線の地中化についての考え方を伺いたいと、この4点でございます。

くじ運が悪いがために、いろいろな形で同じ項目の御質問を皆さん方が相当されてしまいましたので、余り詳しい質問をしないかもわかりませんので、その辺は前もって御了解をいただきたいと、このように思うところでございます。

それでは、順次質問をさせていただきますが、質問席に戻りましてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど申しましたように、まち・ひと・しごと創生法の関係で質問をさせていただきます。

既に皆さん御存じのとおりでございますが、まち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略の策定におきましては、人口減少を国家的な危機課題と考え、それに体する施策を、それぞれの市町がいわゆる地域の実情に鑑みながら、地域の特性も考慮して人口減少を解消するに当たりまして、具体的な施策とその数値目標を設定するものであることは既に御承知のとおりではないかと、このように考えているところでございます。

一方、それぞれの市が、独自の地方版総合戦略の策定は、今までは国から地方への上意下達であったはずの均衡ある国土の発展を建前といたしておりましたところ、再配分の時代に終え

んを告げるのが感じられ、総合戦略は地方自治体間における競争が激化するとテレビや新聞では報じておるところでございます。

そこで質問をいたします。

1つとして、地方創生先行型において実施する事業とその考え方について、2番目に、地方創生先行型事業と地方版総合戦略の策定の考え方について、3番目に、現在策定中の第2次総合計画と地方版総合戦略との整合性について、どのようなお考えであるのかそれぞれお尋ねいたします。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員のまち・ひと・しごと創生法における地方版総合戦略の策定についての御質問にお答えをいたします。

午前中の質問でもお答えしておるところですが、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略につきましては、国家的な課題ということと地域社会の実現に向けた活力ある地域社会への取り組みというふうにお答えしているところです。

総合戦略の策定に関する国からの通知では、国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向と具体的施策をまとめることとなります。瑞穂市では、もちろん努力義務ではございますが、この総合戦略を策定してまいります。

昨年11月末に法案が成立し、12月末から地方版総合戦略に関する通知や資料が役所のほうに毎日のように届きまして、今回、3月の議会において補正予算で計上させていただきましたものが地方創生の先行型になります。住民生活の緊急支援として、消費喚起策であるプレミアム商品券の発行事業、そして地方版総合戦略の先行事業に係る地方創生先行型事業につきましては、国の補正予算により実施されたもので、本議会開催前にこれらの事業については国のほうへ事前審査を行い、現在は最終計画を国のほうに提出したところでございます。その内容は、地方版総合戦略の計画策定する事業のほか、11事業を先行していきいたいというふうに考えています。

1つ目は、若者の晩婚化対策として結婚観を醸成するような事業、2つ目に、移住・定住の情報提供としてホームページにサイトを構築する事業、3つ目は、グローバルな人材育成として携帯端末やタブレットを活用した事業、4つ目に、高齢化社会に対応すべき介護人材を育成する事業、地域包括ケアにおけるネットワークを構築する事業、瑞穂市の資源である中山道美江寺宿と特産品をPRする観光事業、安全・安心にはまず消防団の確保が必要になるということで、消防団を確保する事業、待機児童対策として、潜在する保育士を発掘し就業に結びつける事業、放課後児童クラブの充実をさせるための助成事業、新規創業者を支援する事業、最後に、少子化対策として妊娠に向けた支援事業となっています。

これらの事業は、今月24日も国から採択を受け、K P I という成果目標の状況に応じて平成

27年度の計画策定する地方版総合戦略の中に事業化していくものになります。

続きまして、2つ目の御質問のほうですが、地方創生の先行型と地方版総合戦略の考え方についてという御質問について、お答えをいたします。

総合戦略に関しては、地方の自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要であるということが国のほうから明示されています。地方版総合戦略本体につきましても、平成27年度に策定するよう求められ努力義務となっておりますが、先ほども申しました当市においてはこの法律の趣旨にのっとり、総合戦略の策定を進めることになっていきます。

総合戦略をどのような位置づけで取り組むかという部分については、懸案事項もございます。総括質疑においても御質問があったように、先行型事業の幅を広げているのではないかと、あるいは地域の特性や課題を捉えているのではないかとというようなことを言われましたが、これら一つ一つの事業は一つの点になりますが、その点であるそれぞれの事業に成果が加わって、市の課題や問題解決につながり、それが点から線になり、最終的には面となって効果があらわれるような、そんな計画にしていきたいというふうに考えています。

そういった意味からしても、先行型事業のKPIという成果目標と事業評価を達成したのから地方版総合戦略に位置づけていくように考えています。もちろんこの先行型事業については短期間に立案したものでございまして、総合戦略に乗せる事業はこれから検討していきます。市民の皆さん方の御意見や、議会議員の皆さん方の御意見・御提案をいただきながら策定していくものでございます。

続きまして、3点目の御質問になりますが、策定中の第2次総合計画と地方版総合戦略の整合性についてという御質問になります。

第2次総合計画策定については、策定組織を立ち上げ進めております。策定の基本方針は昨年の10月に決定しており、その時点では地方創生の法律は国のほうで成立をしておりませんでしたので地方版総合戦略の位置づけを決めておりませんでした。この第2次総合計画と地方版総合戦略の関係性につきましては、瑞穂市の総合計画と国の総合戦略に基づく地方版総合戦略として、市のビジョンと国家的課題解決という意味では目的が少し異なります。ということで、基本的に別々の計画を策定するということになり、2つの計画を一体のものとして策定することはできないというふうになっております。

このことを勘案して、地域における課題は共通のはずですが、第2次総合計画の中で市の重点施策として、この地方版総合戦略について位置づけをし取り組んでいくということが妥当であるというふうに考えております。その考え方の意味は、総合計画が上位計画であり、地方版総合戦略は瑞穂市の総合計画の一部であるというふうに考えております。

ちなみに、これと同じように昨年の4月に国のほうから策定要請がありました公共施設等総

合管理計画につきましても、現在策定を進めておりますこの計画について総合計画の中で行政改革の重点施策という形で位置づけをしております。

平成27年度、第2次総合計画、地方版総合戦略の策定作業が本格化する中で、計画の策定作業とあわせて計画自体を推進していく役割と、総合的な政策の視点から各部課を越えた横断的な調整を行っていく役割が必要になってくるというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

3点にわたりまして答弁をいただきました。

部長からの話の中にもございましたように、この作成に当たりましては、やはり地方版の戦略をつくる際にぜひ住民を巻き込んだ議論が必要ではないかと。それも言ってみれば年配の地元の顔役だけでなく、将来を担う世代を集めた集団、あるいはグループ、そういう方々の意見も取り込みながらじっくりと練り込んだ政策にさせていただくことが瑞穂市のまちづくりにも貢献できる一環になろうかと、かように思うところでありますと同時に、今後の人口の推移あるいは産業構造の変化などを見きわめながら、どのようなまちづくりを目指すのか地域で合意する必要があります。

そういう意味では、市長、すなわち首長の自治体経営者としてのセンスも、あるいは覚悟も問われる重要な地方創生の戦略、こういうふうになろうかと思しますので、その辺も含めまして何とぞひとつ今後の瑞穂市の将来を背負う施策にさせていただくことを祈念いたしまして、この質問は終わりたいと思いますが、一言念のために申し上げておきますと、国の地方創生の予算は平成26年度補正で4,200億、27年度予算では7,225億円という数値が出ております。これらの部分を念頭に置きながら、その辺の施策を国のほうに出していただきまして、果たしてどれだけ国のほうが認めてくれるか、その辺も左右するかと思いますけれども、ぜひひとつ緻密な計画でよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

27年度予算における小学校教室空調機器整備事業におけるエアコンの対応の考え方に移らせていただきます。

既に予算書とか総括質疑、あるいはそれぞれの委員会の中でいろいろな御意見があったかとは思いますが、たまたま私は文教厚生に所属しておりますが、特にエアコンという項目についての質問というか、あるいは検討はしていないわけですが、一般予算の中における総務委員会でそれが検討されたやに聞き及んでおりますけれども、そうであったとしても私なりに若干の疑問を持ちながら質問させていただきたいと思っております。

最近の中日新聞によりますと、特に名古屋市あたりは東邦ガスが中部地方の小・中学校に都市ガスを使った冷暖房の導入を進めていると。それで、学校のように使用頻度が限られる施設で使う場合は、やはり電気よりも安いと。省エネ効果もアピールできると。それから、家庭や企業オフィスではもはや当たり前のエアコンも、学校への設置はこれからが本番で、残された宝の山を獲得しようとするのが、東邦ガスであろうが中部電力であろうが、躍起になっているという記事が出ておりました。

そこで、私なりにいろいろな観点から調べてみたり、お聞きしてみたりしておりましたところ、今回はどうも小学校7校が全て電気のエアコンというふうに乗っておるところでございますが、瑞穂市の場合は東邦ガスの管の敷設がどのようになされているかの図面は、正直言って私も詳細は手に入れておりません。

しかしながら、各御家庭に、最近では東邦ガスの営業マンがいろいろな形でプロパンから都市ガスに切りかえてほしいという営業をしておることは事実でございます。そういう中の知識として知り得る限りの中では、今回の件は小学校ですが、配管がすぐそばまで来ているのは穂積中学校、それから穂積小学校、それから牛牧小学校、この辺はすぐそばまで配管が来ております。あとのところは、一番可能性のあるのは、今ないんですが、もしやろうと思えばやれるかなあと思うのが本田小学校で、大体聞き及ぶところによると320メートルぐらいの配管をすればできると。それから生津小学校も250メートルぐらいの配管をすればできると、このように聞き及んでいる中で、今回は7校とも電気ということのようでございますが、念のために申し上げておきますと、当市の都市ガス空調採用施設は学校以外には図書館、それから牛牧の南部コミセン、つどいの泉ですね。それから瑞穂市民センター、それから総合センター、駅西会館、この5施設が現在都市ガスを使いまして空調設備を採用していると、こういう現状でございます。

そこで質問をさせていただきますが、そのような状況の中でありまして、今回約5億8,000万ぐらいの予算が計上されるエアコンに対しまして、何ゆえに電気限定されたのか、どのような検討をされたのか、そのようなことが詳細に御答弁いただけるのであれば、ぜひともよろしくお願ひしたいと、このように思うところであります。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

小学校のエアコンの設計についてはもう既に終わっております、その中で電気エアコンということで設計をしております。

今回、このエアコンの設計においては大きく電気方式とガス方式を比較しております。設置方式においても、室内・室外機一対で対応するセパレート方式と、複数の室内機を大型室外機で対応するマルチ方式で比較検討をいたしました。ただし、ガス方式については大型のガスエ

ンジンを使用するためマルチ方式となっております。これを比較検討しました。

まず基本設計の比較条件として、夏休みなど長期休暇を除く冷房と暖房の稼働時間を対象条件としております。冷房については、6月、7月、9月の42日の294時間、それから暖房については12月から3月までの69日の483時間を対象条件にイニシャルコスト、それからランニングコスト、運転性能、維持管理、それから信頼性、工事性、環境性、設置スペースの8項目で検討をしました。

比較検討の中で、イニシャルコストについては電気方式のセパレート方式、室内・室外一対が最も費用がかからない試算となり、ランニングコストではガス方式のほうが割安であると試算ができました。ただし、電気料金とガス料金だけで比較するとガス料金のほうが安いのですが、ガス方式は室外機にガスエンジンを使いますので、ガス料金とは別にエンジンの保守契約が必要となります。また、学校など大きな施設でのエアコン、それも全ての教室でエアコンとなりますと大型のガスエンジンの室外機を何基も地上か屋上に設置しなければならないということで、その設置スペースの確保という問題も出てきます。さらに、屋上設置ということであれば耐震という問題も発生します。

その他の比較条件において、信頼性でいうとガスは可燃性があるため危険性があるということ、それから環境性においても常時ガスを発生させるため温暖化、大気汚染の問題につながり、ガス方式はガスエンジンということで騒音による授業への影響も考えられます。

以上のことから、空調システムの比較検討した結果、本市では電気方式の室内機1基に対して室外機1基を設置するセパレート方式で整備することとしました。

その他、瑞穂市内の学校施設のガス機器は全て今プロパンガス仕様となっております。そこで、一部市内で都市ガスエリア内となっている学校もありますが、それは都市ガスの配管工事や学校施設のガス機器、ガス警報器とか装置盤とか給油機、ガスレンジ等も全て取りかえが必要となります。エアコンの設置工事以外にも多額の費用と時間がかかるということがあります。

また、さきの大震災の際、ライフラインの復旧においても都市ガスは配管工事復旧に1カ月以上かかるということもあり、LPガス供給地域のほうが早く復旧し、迅速に対応できたというデータもあります。そうした視点から見ても、避難所となっている学校においては都市ガスよりもプロパンガスのほうが災害時には有効に機能すると考えられます。

ちなみに、さきの大震災の際、電気の復旧は約5日後には復旧したということが資料ではあります。そういうことから総合的に判断して、環境面、それから防災面、そういうことを勘案して今回電気エアコンの設置ということを決めた経緯があります。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 今の次長の答弁によりますと、災害時とか環境面からというような漠然

としたあれでございますが、私もここにいろんなガス関係のカタログをたくさん集めておるところでございますが、災害のときも、停電しておるときにはガスエアコンを採用していれば電気はつくんですよ。中部電力の電灯がつかない場合でも、ガスのエアコンを採用している場合はいわゆる最近のガスエアコンはバッテリーをつけていろんな形で対応していると、そういうものですので、避難所なんかでも停電で真っ暗になったらろうそくしかしようがない中で、仮にガスが採用されていればそういうことはしなくてもいいと、こういう現状にあるわけですね。その辺までどのように御検討されたかもわからないんですが、それと環境面においても決して悪いわけじゃないんですよ。逆ですよ。ガスエアコンのほうが環境面では相当数値的にいい結果が出ております。

だから、どこの設計事務所かは定かでないですし、私どもはお知らせいただいておりますが、多分Kという設計事務所かと思うんですが、そこが入札で落としてエアコンの設計をされた。そのときに、どのようにあなた方が対応されたかということなんですね。電気ありきで臨んできたときに、ちょっと待てというやり方をされたのか、あるいは向こうの言うがままに、そうですね、そうですねということで、例えば震災に強いんですかねとか、あるいは復旧も早いんですかねとかいう漠然としたことで電気という結論になられたのか、その辺が非常に曖昧でありますし、全協の席においてもそういう比較表が提示されたこともないですし、だから何もわからない中で5億8,000万のエアコンの予算が計上されながら、しかも結果として電気という結論が出ているわけですね。その辺は少し疑問を感じざるを得ないところに、私は今回の質問の項目を設けさせていただいたわけです。

いわゆるGHP、これはガスヒートポンプの略ですが、このGHPは暖房にも強いというメリットがありますし、それから節電効果は高いし、特に学校等での空調運転パターンは、夏休みがあるので1日の運転時間が限られていると。それから体育の時間等教室を使わない時間があると。主な目的は猛暑の回避であり、快適な空間を求めているわけではないということで、いわゆる電気ですとピーク、使ったときのものが基本料金になるそうですね。ところが、ガスだと使ったら使った分だけと。決してぴたっとこないんですけれども、ほぼ使った分だけの請求になるけれども、ガスであればそうだけれども、電気であれば使っていないときも基本料金の高い請求が来ると、こういうことなんです。だから、ランニングコストは結構高いんですね。ランニングコストの比較は、ガスのほうが相当安い。

私は各務原の教育委員会の方にお聞きしました。各務原も全部ガスなんです。それで、どうしてガスにされたんですかと聞きましたら、今高田次長が言われたように、ここにも小学校の冷暖房比較表というのがあるんですけれども、こういうものの中で、いわゆるインシヤルコストとランニングコストがどのような状況なのか。それから、仮に冬と夏場の1キロワット時の電気の料金とか、あるいはガスの料金がどの程度に設定されるかによって相当変わってくると。

これはインターネットでも大体東邦ガスの料金は公表しているわけですが、そういうことからして試算すると、いろんな事情があろうかと思いますが、やっぱり配管がされている2校ぐらいは、7校のうち今回2校ぐらいはガスをやられてもよかったんじゃないかなと。これからまだそれがかわるなら、かえられてもいいんじゃないかなと。もう一度そのシミュレーションを、はっきり言って見せていただきたいと思うんです。みんなに見せていただきたいんです。皆さんわかってないと思いますよ。電気や、そうだね、家庭も電気だからと単純な発想。別に私はガスが決定的にいいとは言いませんけど、学校なんかはガスで十分ですし、ガスのほうがいいんですわ、コスト的にも。各務原の話によりますと、5年で元が引けるそうです。大体パターンは15年から20年、この機器をあれするのはね。

だから、まことに申しわけないんですが、計画設計された方にもう一度その辺を、どの程度まで進んでいるかちょっと私わかりませんが、そういうことをやるべきだと思うんですよ。メンテナンスも遠隔操作の監視機能とか、そういうものがガス会社がもうどんどん発達しております、非常に効率的に簡単に済むそうです、話によりますと。

私は身内がガス会社におるわけでも何でもありませんよ、本当に。瑞穂市の市民として、それから瑞穂市民の税金をどのように使うかという観点から考えてみたら、何ゆえに電気のエアコンにしたかを明確にする必要があると、私はそのように思いまして質問をさせていただいたと同時に、そのシミュレーションをした比較表をぜひとも我々に見せていただきたい。

5億8,000万、約6億ですからね。また中学校の分も、その次の年にやるのも全部設計されておるわけでしょう、一遍に。一遍に何でやるんですかね。その辺もちょっと疑問なんですけどね。それはそれでいいんですが、仮に最悪の場合、小学校はもうそこまで来たらしようがないと。じゃあ次の中学校で考えるかと、そういう2次的な発想も踏まえてきょう質問に臨んだんですよ、はっきり申し上げて。

[発言する者あり]

○7番(広瀬武雄君) だから、私の申し上げておることは、ぜひともこの比較表というのをやっぱり我々に出していただきたい。

私、文教でもそういう質問をしなかったのが悪いのかもわかりませんが、付託されていないので質問できなかったんですよ、正直言って。一般会計ですからね、そうじゃなかったですか。一般会計の中に入り込んでいた。だから、総務委員会で本来意見が出るなら出るのかなというふうに思っておりましたんですけど、出たかもわかりませんよ、委員長報告がまだないものでわかりません。

だけど、いずれにいたしましても、ガスがいいか電気がいいかの判断はどのようになされたのかとか、どのようなどころまで行って、ぎりぎりはこちらなんだということならまあいいと思いますので、それによって今後、東邦ガスさんも、現在既に図書館も総合センターも市民セ

ンターも南部コミセンも、駅西会館もガスを供給しているわけですよ。じゃあそのガスは幾らで供給しているんですか。そういう試算の中でこれ出ているんですか。

予算書を見ますと、ちょっと今荷物がたくさんありますのであれですが、予算書の中に出ているんですよ、説明の欄に。総合センターが、ちょっと記憶がなくなっちゃったんですけどね。幾らか、都市ガスとして出ていますね。それがほとんどエアコンだと私は思うんです。エアコン以外も使っていると思うんですけど、じゃあそういうところへ聞き取りに行っているのかということです、この5カ所へ。どの程度効率的なエアコンなのか、あるいは非効率なエアコンなのか、そういう聞き取りに行っているのかと、教育委員会は。

これはほとんど教育委員会の担当の施設でしょう。そこで採用しておりながら、なぜ学校は電気なのかと。よっぽど悪かったのかと。よっぽど悪ければ、もうこの際だから全部電気にかえたらどうやという発想も湧いてくるわけです。悪いというのはコストが高いという意味ですよ。

能力的にはガスがちょこっと上だと思うんですけど、その辺のところはもうちょっと勉強していただいて、研究していただいて我々を説得していただく必要があろうかと思えます。もう絶対にガスのほうがいいと思えますよ。まあちょっと環境にもよりますけど、今の設置場所とか、そういうこともありますし、それから最終的には太陽光発電を中学校の場合はどういううまく取り込んでいくかと、それもガスであろうがなかろうが、ガスも電気を使いますので、きちんと太陽光の能力も加味して設計できるはずなんです。

だから、設計者が相当安く落としたのか、幾らで落としたのか、ちょっと私わかりませんが、どのような形で教育委員会を説得されたのかが非常に不思議なんです、はっきり申し上げて。だからその資料を、なかなか論じておりましても時間もどんどん過ぎますので、その資料を出していただきたいと、我々に。どうですか。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この資料については、正式に設計委託の中で出しておるもので、資料は出させていたただきいたと思います。

それと、電気のセパレートエアコンを選定した理由の中に、先ほどの防災面でもありますけれども、それから維持管理の面ですね。次に更新、セパレートですので1つが故障して使えなくなったらそれだけに対応していけばいいということになりますけれども、これが多分ガスはマルチ方式しかないと思いますけれども、この場合、1つが故障した場合にはほかのものについても全てかえていかなきゃいけないということもありますので、今後の維持管理の更新のときには非常に便利であるということと、それからセパレート方式については小型でありますので、室外機も小さいものでありますから、バルコニーとかテラスとか、ひさしがあればそういうところにも置けるということがあります。ガスのマルチ方式ですと、かなり重量の重たいも

のですので、その辺が屋上に置けないとして、地上に置くとしてもかなりのスペースが要するというのも、先ほど議員が各務原のほうに聞かれたと言っておられましたけど、私のほうも一応お話は聞きました。

そういうことで、各務原市さんはそうやって都市ガスを使ってみえます。この近隣ですと、岐阜市さんのほうに聞いてみましたら、岐阜市さんは都市ガスが来ていないところもあるということですが、それ以外については電気を使ってみえます。関市さんも電気を使っていると。隣の本巢市さんは、都市ガスが来ていないのでLPガスか電気かということですが、こちらのほうは防災上のことを考えて、災害時のことを考えて電気を使っていると、このような近隣の状況でもありましたので、一緒にお伝えをしておきたいと思います。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、ガスエアコンは先ほど話が出ましたようにガスでエンジンを動かしますし、電気は電気のモーターで動かすんですね。だから、その辺の問題でランニングコストの問題もいろいろかかわってまいりますし、それからインシャルコスト、確かにガスのほうが最初は高いんですわ。高いんですけども、先ほど申しましたように徐々にそれは回収できて、トータルではやはりガスのほうが安く上がるというシナリオ、これをぜひ頭に入れていただきながら、何でしたらまた参考になる冊子を4冊も5冊も持っておりますので、見ていただいて結構でございます。

ということで、いずれにしましても比較表をぜひ出していただくようお願いしたい、よろしいですか。念を押しますが、よろしいですね。またそれによっていろいろと勉強させていただきたいと、このように思うところであります。この項目の質問は大変長くなりましたが、これをもってこの項目は終わりたいと思います。

次に、これも既に先陣を切られたり、あるいはあすの質問者の中にもあります小・中学校の土曜授業の内容につきましての質問に移らせていただきたいと思います。

午前中の質問の中にもありまして、教育長も御答弁いただきましたとおりでございますが、私が求める内容は、確かに学力向上に特化した土曜授業、これは教育長も述べられたとおりでございますし、我々議員宛てにも穂積小・中学校における土曜授業の実施についてという1枚の紙を頂戴しておりまして、その中にもそのように書き込まれております。

ただ、1つ言えることは、保護者の皆さんに通知された土曜授業の実施についてという案内通知ですね。ここにあるわけですが、この中にも同じようなことが書かれておりますが、要は午前中の御答弁でもありましたように、絶対に出席しなければならないんですね。だから出勤簿はきちんとされるということですが、じゃあ知徳体のバランスのとれたたくましい児童・生

徒の育成に資するものとするというふうになっていますけど、これではちょっと抽象的過ぎる。

だから、父兄の立場からすると、土曜日授業が始まるけれども、どういう授業をやっていただけののと。私も通告に書きましたように、英語なの、あるいは道徳なのとか、単純に言いますとですよ。あるいは足らざる授業をそこで補うのかとか、いろいろあると思うんです。カリキュラムがどういうふうに編成されているのか。もう4月から授業が始まるのに、いまだにそれが父兄に明確にされないという現状の中で、あえてきょうこの質問をさせていただくと、こういうことをございますので、答弁のできる範囲内でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 御質問いただきました土曜授業の中身ということでございますけれども、学力向上に特化した教科の授業ということでこれまでも述べさせておっていただきます。

新しいカリキュラム云々という御指摘でございますが、新しいカリキュラムを特別編成するつもりはございません。これまでのカリキュラムをもとにして、学校ごとに重点的に時間をかけてやるという時間を位置づけていくという対応で考えております。

まず幾つかの中身を紹介しますが、学習内容の定着に差が見られる教科や学習内容に十分時間を当てることができると考えております。例えば、算数の図形の学習でコンパスや定規の操作がしっかり身につけている児童と身につけていない児童の差が大きい場合、当初に計画した学習時間をその技能習得の部分にふやし、繰り返し練習できる時間を設けて、どの児童もが確実に身につけられるよう時間を確保すると、こういった内容で現在あるカリキュラムを改良していくという内容がございます。

また、議員の考えられるように特定の教科に集中して時間を当ててということも考えられますけれども、例えば、本校では英語、特にスピーチに力を入れようとした場合、そのための時間を確保することも可能になります。国語の漢字、算数の計算云々、児童・生徒の状況に応じて、どの教科のどんな内容に力点を置くかということは学校ごとで決定をして、そのカリキュラムに反映をさせるということになります。

ただ特定の教科というのは、中学校の場合においては教科担任で回しておりますので、どこかの教科が数時間余分にやれるというような体制は組めようはずもございませんので、それぞれの校種に応じた工夫が必要だと思っております。

さらに、どの小学校におきましても朝の学習とかスキルアップの時間をとっておりますが、これが平日1日置きに実施していた、そういった朝学習を毎日行うというふうな形も、週のうち3時間余分に、土曜授業を行った場合にそういった補う時間も計画することができます。

このように向上させようとする学力というのは学校、学校で分析、市全体としても分析をして補いたい力というのは明確にしておりますので、学校、学校でそれをしんしゃくしてまたどのような土曜日の時間にするかということを考えていくように指導したいと思っております。

以上です。

[7 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そのような内容ということがわかればわかったで十分でございますが、いま一度、1点だけですが、そうしますと学校ごとに違う授業が行われていくという解釈でよろしいのでしょうか。

もう1点言いますと、校長に任せて、例えば西小はこういう授業、穂積小はこういう授業というふうに、それぞれ違う授業を行っていただくといいという解釈でよろしいですね。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） これまで行われてきました学習状況調査等で、全国的に、または岐阜県が特に力が十分とは言えないという問題の傾向もございますが、学校ごとにもそれぞれを分析して重点的に指導、改善を図らねばならないということは明確になっておりますので、それののっとなって授業改善をするという意味でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ぜひひとつ、せっかくの土曜授業が始まりますので、瑞穂の子供たちはよその子供たちよりも非常に優秀という総合的な判断になりますが、学力が非常に高いというような結果が生まれるような御尽力を学校現場でお願いできるように、教育長初め教育委員会からもよろしく御指導のほどお願いしておきたいと、このように思うところであります。

それでは次に、最後の項目でございますが、防災・減災と申しますか、皆さんの御家庭にも消火器は少なくとも1基くらいはあろうかと思えます。

ここで、昔は消火器が古くなると中身をかえるという時代でございますが、これも消火器の専門のある商店へ行っていろいろ研究してまいりましたところ、最近の消火器は相当進化しております、丸ごとかえるという時代でございます。

したがって、リサイクル関係も新しいものはラベルを張って、そのラベルのあるものしか引き取らない。昔の家庭にあるものでラベルが張られていないものは、それを処分する場合は新しく600円払って、新しいのにもまた600円払って交換してくると、こういうことでございますので、私が通告しておりましたのは、1,500円程度の助成がなされないのかというような言い方をしておりますが、若干変えまして、そのリサイクル料金の600円程度を助成できるものならできないのかということに切りかえた質問にさせていただきたいと。

というのは、何もお金が欲しいとか、助成していただきたい願望が強いわけではなく、意外と皆さんも御自分の御家庭の消火器が期限が切れているかどうかかわからないと思うんですね。

だから、啓発の意味で、600円のリサイクル料を出すから消火器を見直してくださいよという
ような啓発事業の一環として、その制度を導入されたいかがでしようかという提案の質問で
ございます。御担当の部長、御答弁を願いたいと思います。

○議長（若園五郎君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、議員のほうから、新しい消火器の構造等について御紹介があり
ましたように、昔は消火剤、薬剤を詰めかえるという方式でしたが、今、住宅用消火器という
ものはおおむねが5年の使用期限となっておりまして、消火薬剤の詰めかえができない構造に
なっています。一体型になっておるということで、リサイクルをするということになっておる
ようでございます。

今議員がおっしゃったように、どの家庭にも消火器があると思いますので、ぜひきょう帰ら
れましたら、おうちへ行かれて使用期限を確認していただきまして、もし期限が来ておるよう
であつたら買い直していただいて、万一に備えていただきたいと思います。

また、新しい消火器につきましては、消火器のほうに業務用とか住宅用といった表示もきち
んとされているようでございますので、そうしたものも確認をしていただければありがたいか
なと思います。

また、今言われたように、定期的にかえるということが必要になってまいります。ぜひとも
初期消火には非常に有効と考えますので、119番の日、これは11月9日でございますし、岐阜
県地震防災の日というのが10月28日でございます。また、皆さんの誕生日などの記念日を目安
としまして、こうした消火資機材の点検をしていただくということも必要かなと思っております。

住宅用の消火器につきましては、一応設置義務がございませんので、議員さんも何でもっと
PRせんのやということでございますが、住宅用火災警報器につきましては設置義務がある
ということでPRがどんどん進んでおるわけでございますが、消火器については設置義務があり
ません。私どもの庁舎のような防火対象物につきましては設置義務がございまして、点検をす
る必要があると、そんなようになっておるようでございます。ぜひとも、きょうお帰りになら
れて一度確認をしていただきたいと思います。

先ほどの質問でございますが、助成はどうかということでございますが、これを機会にし
まして消火器につきましてももう少しPRを進めていきたいということで、よろしくお願いをし
たいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

言うまでもなく、最近の建物火災は毎年約3万件発生しております。その火災による焼死者

のうち9割近くが住宅火災によるものでありまして、そのうちの半分はお年寄りや幼児が被害に遭っています。

ますます高齢化が進む中にありまして、これ以上被害をふやさないためにも、家族一人一人が住宅防火を心がけていく必要が今以上にあるかと、このように考えているところでありまして、そこで消火器に目が行ったわけでございます。いつも防災訓練などいろいろお骨折りいただいているわけでございますが、やはり消火器はなくてはならないものでありますし、大体火災で消火器を使用した際の消火成功率は、データによりますと70%だそうでございます。

したがいまして、市としては今お話が出ましたように火災警報器の奨励はしておりますが、なかなか消火器の奨励がなされていないと。だから、消火器と警報器をセットで家庭に設置していただくということの奨励を、お金は結構でございますので、ぜひとも今後とも形を変えていただけたら、まことに市民の幸せにつながるのではないかなあと、このように思いますので、ぜひとも担当部で御検討いただくようによろしく願いしておきたいと思っております。

最後になりましたが、電線の地中化、これは西岡議員が随分しゃべられましたので、私がしゃべるのがなくなってしまいました。

正直言いまして、先ほどの中日新聞の文化欄に出ていた東大の先生の記事は私も実は持っております。「震災に備え電線地中化を」、私もこれを参考にしたのと同時に、最近、私の自宅前が拡張工事されまして、それによって電柱の位置をあちこち隣近所と若干のトラブルがありまして、地中化すればこんなことは起きないがなあという前提の中でこの質問をさせていただく羽目になったわけでございますが、渡辺調整監に御答弁いただくと同じ御答弁になろうかと思っておりますので、割愛させていただきます。

もう1点申しますと、地中化でない方法で、裏通りへ電柱を集中させるというコストの安い方法もあるんですね。どうしても主要道路の電柱をなくすという案が検討材料として出たならば、地中化だけがオンリーではないと。私も中部電力の方に岐阜支店でお目にかかってまいりました。いろいろ勉強させていただきましたが、コストが高いんで、もし安く上げるならそういう方法もありますよという方法も教えていただきました。

だから、景観とか災害とかの目的も含めまして、まちづくりという意味も含めまして、先ほど出ておりましたコンパクトシティという話も含めまして、地中化あるいは電柱の集中化、そういうものをぜひ今後ともまちづくりの一環として、例えば駅前だけでもすぐにやるとか、あるいは明治の歴史あるところだけでもやるとかというような考え方に立っていただくならば、少しずつ徐々にふえていくのではないかなあということで質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

個人質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4 時39分